## 東京商科大学一覧 至大正十年) 文部省直轄実業専門学校委託生規程《省略》 実業学校令《省略》 専門学校令≪省略≫

目

次

学年曆

大学ニ関スル法令 沿革概略

学位令《省略》

大学令

Ξ

東京商科大学官制

Б. 四 名誉教授待遇ニ関スル件《省略》 雇外国人ニ関スル件《省略》

六 高等官官等俸給令《省略》

七 任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規程ヲ適用セザル文官ニ関スル件 ≪省略≫

九 大学規程≪省略≫

八

教官及技術官ノ俸給ニ関スル件《省略》

文部省直轄学校外国人特別入学規程《省略》

文部省直轄学校教員養成規程≪省略≫

第四 大学予科ニ関スル法令《省略》 官位大学長職務規程≪省略≫

高等学校令《省略》

第五 商学専門部ニ関スル法令≪省略≫

教員免許令≪省略≫

教員無試験検定ニ関シ指定ノ件≪省略≫ 教員検定ニ関スル規程≪省略≫

四 Ξ 公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程《省略》

六 高等学校教員規程≪省略≫

五

公立私立実業学校教員タルコトヲ得ル者ノ指定《省略》

指定≪省略≫

高等学校教員規定第十条ニ依リ無試験検定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ

八 海軍武官任用令≪省略≫

九 高等試験令《省略》

高等試験令施行細則《省略》

+ 徴兵令ニ依ル一年志願兵ニ関スル学校ノ認定及其ノ入営延期ニ関

スル件《省略》

員

第八 東京商科大学学則

第一章 大学規則

第一節

学年、休業

第二節 学科及授業科目

第四節 第三節 試 入学、在学、休学、 験 退学

本学関係諸法規

六 £ 商品陳列所

第六節 第五節 授業料《抄録》 学士称号

第七節

学資貸給《省略》

第九節 第八節 外国学生≪省略≫ 選科生《省略》

第十節 徴 戒≪抄録≫

第二章 研究科規則≪省略≫

第四章 大学予科規則《抄録》

第五章 附則 旧東京高等商業学校在学生取扱ニ関スル規程《抄録》 商学専門部規則《抄録》

第十二 委託生ニ関スル心得《省略》

第十三 図書館規則《抄録》

第十四 学生生徒姓名≪省略≫

第十五 博士、学士及卒業生姓名《省略》

第十六 概況

職員ノ異動《省略》

新入学生≪省略≫ 新卒業生《省略》

四 調査部 図書館及寄贈文庫 第十

第九 学生生徒心得

第十一 実業学校教員養成規程ニ依ル授業料免除者心得≪抄録≫

入学者年令表《省略》

卒業生学科及年度別表≪省略≫

卒業生就職種別表≪省略≫ 卒業生府県別表≪省略≫

入学志願者、入学者累年比較図《省略》

経費額累年表≪省略≫ 卒業生就職地別表≪省略≫ 運動設備

七

学生集会所

奨学資金

一橋会≪省略≫

十二 土地建物

+

如水会≪省略≫

附 表

学生生徒科別及年級表

学生生徒年令表《省略》

学生生徒身体検査統計表≪省略≫

(六)(五)(四)(三) 学生生徒府県別表《省略》

入学者年次表《省略》

入学志願者、入学者及不入学者百分比例表《省略》

東京商科大学略図 商業教員養成所一覧《抄録》

八月三十一日

七月二十一日

春分日

三月二十一日

二月十一日

一月七日

大正十年

十二月二十五日

東京商科大学一
覧

第一	
学年暦	
至大正十年三月三十一	自大正九年四月 一
日	Ħ

大正九年

四四月十日日日

学年始

休業(神武天皇祭)

夏季休業始 春季休業終

同(天長節) 休業(明治天皇祭)

夏季休業終

休業(創立記念日)

同 (秋季皇霊祭)

休業(神嘗祭)

同 (天長節祝日) (新嘗祭)

冬季休業始

十月二十二日 十月二十二日

秋分日

九月二十二日

九月十日

冬季休業終

休業(紀元節)

同 (春季皇霊祭) 春季休業始

#### ○第二 沿革概略

シテ成レルモノナリ。 東京商科大学ハ、大学令及東京商科大学官制ニ依リ、大正九年四月一 日開設セラレタル単科大学ニシテ、元東京高等商業学校ノ組織ヲ変更

議所ニ委ス。是ヨリ同所ノ管理ニ属ス。 公使トナリ、清国駐紮ノ命ヲ受クルヤ、 ガ東京尾張町ニ私設セシ商法講習所ニ濫觴ス。 今其ノ沿革ヲ略叙スレバ、東京高等商業学校ハ明治八年八月、 同所ノ経営ハ総テ之ヲ東京会 同年十一月森有礼全権 森有礼

法講習所ト称シ、 同九年五月木挽町十丁目十三番地ニ移リ、 矢野次郎ヲ以テ所長ニ任ズ。 同月東京府立ト為ル。 尚商

地源 同十二年十一月、東京府ハ東京商法会議所議員渋沢栄一、益田孝、 郎 木村利右衛門、清水九兵衛ノ五名ヲ商法講習所委員ト為シ、 福

規則ヲ制定セシム。

ヲ興シ、旧ニ依リ矢野次郎ヲ以テ所長ニ任ズ。 ミタルニ因ル。 同十四年七月、本所突然廃セラル。是府会ニ於テ本所経費ノ支出ヲ拒 九月、府ハ農商務省ニ稟請シ、 其 ノ補助ヲ得テ再ビ之

同十六年十月、矢野次郎職ヲ辞シ、 省ヨリ恩賜金ノ御沙汰アリ。 同十五年、 府下有志ノ商賈金ヲ募リテ本所維持ノ資ニ充ツ。 東京府御用掛南貞助所長事務心得 会々宮内

同十七年三月、 ト改称シ、農商務権少書記官河上謹一校長ヲ兼任ス。六月、農商務省 第一国立銀行頭取渋沢栄一、日本銀行副総裁富田鉄之助、三井物産 本所ヲ農商務省ノ直轄官立学校ト為シ、 東京商業学校

> 京外国語学校中ニ、其ノ所属トシテ高等商業学校ヲ創設ス。 矢野次郎ヲ以テ復ビ校長ニ任ズ。是ヨリ先是年三月、文部省ニ於テ東 会社長益田孝ニ本校校務商議委員ヲ嘱託ス。八月、河上謹一職ヲ辞シ

校商議員ト為ス。 監督ヲ兼ネ、 区一橋通町一番地ノ校舎ニ於テ之ヲ開設ス。文部省御用掛森有礼本校 校ヲ併セテ、更ニ東京商業学校ト称シ、旧東京外国語学校跡、 月二十二日東京外国語学校、 同十八年五月、農商務省直轄東京商業学校ヲ文部省ニ移シ、 旧東京商業学校長ヲ本校長ニ任ジ、同商議員ヲ挙ゲテ本 同校所属高等商業学校及前記東京商業学 尋イテ九 即神田

其ノ課程ヲ二年ニ定ム。 習所教科ハ職工科、別科、 常科三年高等科二年通シテ五年ヲ以テ業ヲ卒フル者トス。商工徒弟講 是月木挽町ノ旧校舎ニ於テ、新ニ商工徒弟講習所ヲ開設シテ本校ノ附 同十九年一月本校教科ヲ分チテ高等部、普通部、 年別科二年ナリ。 ヲ施行シ、其ノ大要、本校教科ハ尋常、高等ノ二科ニ分チ、課程ハ尋 ヲ教授ス。六月其校舎ノ神田錦町一丁目ニ在ルモノヲ本校内ニ移ス。 シム。因リテ之ヲ銀行専修科ト改称シ、旧則ニ従ヒテ専ラ銀行ノ業務 高等部、語学部ヲ廃ス。四月本校職制定マリ始メテ教頭幹事ヲ置ク。 属ト為ス。該所ハ商工ノ子弟ニ実用卑近ノ学術ヲ授クル所トス。二月 七月本校及附属商工徒弟講習所同銀行専修科ノ規則ヲ改定シ、九月之 五月大蔵省所属銀行事務講習所ヲ、文部省ノ管轄ニ移シテ本校ニ属セ 而シテ夜学科ハ当時未ダ之ヲ定メズ。銀行専修科ハ 夜学科ノ三科ニ分チ、其ノ課程ハ職工科三 語学部ノ三部ト為ス。

同二十年三月、本校規則ヲ改正シ、次学期ヨリ之ヲ実施スルコトト 尋常科高等科ノ称ヲ廃シテ予科本科ヲ置キ、 其ノ修学年限ハ予科

シ、

分離シテ、本校補充科ト為ス。

実務ヲ教授スル所ト為ス。依リテ其ノ教則ヲ定メ、九月ヨリ之ヲ実行 ヲ主計専修科ト改称シ、官庁及銀行会社等ノ会計事務ニ須要ノ学術及 ヨー年本科ヲ四年トシ、 ス。十月本校ヲ高等商業学校ト改称ス。 且其ノ程度ヲ稍高クス。六月附属銀行専修科

卒業生五十五名ニ卒業証書ヲ授与ス。十月附属商工徒弟講習所別科ヲ 卒業生百十八名、及銀行事務講習所引継以降主計専修科ニ至ルマデノ 業証書授与式ヲ執行シ、商法講習所創立以来二十一年七月ニ至ル本校 年ト為シ、附属主計専修科ヲ主計学校ト改称ス。同月始メテ正式ノ卒 同二十二年三月、本校及附属科ノ規則ヲ改正シ、本科ノ修業年限ヲ三 同二十一年三月、本校校長職務規程ヲ定メラル。 シ其ノ研究年限ヲ二箇年ト為ス。八月伊太利語ノ一科ヲ試設ス。 四月研究規則ヲ修正

メラレ、教頭ノ職ヲ廃シ、 支出スルコトト為シ、同年之ガ工事ニ着手ス。十月更ニ本校官制ヲ定 改築ヲ決定シ、其費用ハニ十二年度ヨリニ十七年度マデ継続費トシテ ヲ本校ヨリ分離シテ東京職工学校ニ移ス。七月閣議ニ於テ本校校舎ノ 同二十三年一月、附属商工徒弟講習所ヲ職工徒弟講習所ト改称シ、 教授トシ、助教諭ヲ助教授ト為シ、各其ノ 之

員数ヲ定メラル。

制ニ拠リ更ニ商議委員七名ヲ置ク。十一月第二回卒業証業授与式ヲ挙 同二十五年一月、 年ノ教程トシ、学科目ヲ増設シ程度ヲ高クス。同月附属主計学校規則 同二十四年七月、本校規則ヲ改正シ、補充科ヲ廃シテ予科ニ年本科三 職ヲ廃ス、十二月改正官制ニ拠リテ商議委員規程ヲ改定セラル。 亦改正ヲ加へ、 稍其ノ程度ヲ高クセリ。八月官制ノ改正アリテ幹事 教務委員規程ヲ定メ、委員三名ヲ置ク。 四月本校官

> 属主計学校卒業生百二十五名ニ卒業証書ヲ授与ス。 ゲ、明治二十三年以後ノ本科卒業生百五十六名及同二十二年以後ノ附

同二十七年六月、入学規程ヲ追加シ、尋常中学卒業生ニシテ無試験入 校ヲ廃止セラル。十一月第三回卒業証書授与式ヲ挙行シ、 授業時数ニ増減ヲ加ヘタリ。九月改正規則ヲ施行ス。同月附属主計学 校ノ優等卒業生ハ若干ノ普通学科ヲ試験シ、共ニ予科ニ入学ヲ許スコ 長ニ任ジ、和田垣謙三ノ校長事務取扱ヲ免ゼラル。七月商議委員ノ更 垣謙三臨時校長事務取扱ヲ命ゼラル。六月文部省参事官由布武三郎校 同二十六年四月、校長矢野次郎職ヲ辞シ、法科大学教授法学博士和 業ノ本科生三十七名主計生三十名ニ本証書ヲ授与ス。 トトシ、又学科目中一二ヲ併合シ、第二外国語中ニ露語ヲ加設シ、 ナリシヲ一年トシ、尋常中学卒業生ノ優等者ハ試験ヲ要セズ、商業学 迭増員アリ。八月官制ヲ改正セラル。同月規則ヲ改正シ従来予科ニ年 本年七月卒 且

語ヲ加フ。 学ヲ許シ難キ者ノ入学試験方法ヲ定ム。十二月、第二外国語中ニ朝鮮

同二十八年七月、教務委員規程ヲ廃ス。八月校長由布武三郎文部省参

ヲ商業学、 科目ナリシ法律ノ科ヲ、民法、商法、国際法ノ三科ニ分チ、経済及統 理ハ専ラ商業道徳ヲ講説スルコトト為シ、本科ニ在リテハ従来単一ノ 二科ヲ廃シ、更ニ第二外国語科ヲ加へ、物理化学ハ応用ヲ主トシ、 事官ニ任ジ、文部大臣秘書官小山健三校長ニ任ゼラル。 計ノ科ヲ経済学、統計学、財政学ノ三科ニ分チ、商業要項及実践ノ科 同二十九年八月規則ニ改正ヲ加フ。其ノ要、予科ニ於テ博物、 商業実践ノ二科ニ分チ、機械工学科ヲ新設シ、 商工歴史ト為セリ。又入学規程中、尋常中 商業地理並 図画

ニ歴史ハ改メテ商工地理、

本科ニ進ムルヲ得ベキ条規ヲ廃止シ、 改メ、又予科ニ入学ヲ許シタル後、其ノ優等者ハ直チニ試験ヲ行ヒ、 学卒業者特別試験入学ノ項ヲ廃シ、商業学校卒業生ノ入学試験方法ヲ 九月ョリ之ヲ実施セリ。 尚他ノ条項ニ多少ノ修正ヲ加

ヲ三年以内トセシモノナリ。十一月本校規則中試験、進級及卒業規程 生ノ二種ニ区別シ、正科生ノ修学年限ヲ三年トシ、特別生ノ修学年限 月附属外国語学校規則ヲ制定シ、九月ヨリ施行セリ。其ノ要ハ、英、 リ。六月研究科規程ヲ廃シ専攻部規程ヲ設ケ、九月ヨリ実施セリ。 員ヲ定メラル。四月、六月、九月及十一月ニ於テ商議委員ノ交迭ア 諸学校職員定員中改正ニ依リ、本校教授ノ増員及附属外国語学校ノ職 官制改正ニ依リ、 同三十年四月、附属外国語学校ヲ設置セラル。同月文部省直轄諸学校 独 西班牙、支那、 附属外国語学校ニ主事ヲ置クヲ得。 朝鮮ノ七語ヲ設ケ、生徒ヲ正科生及特別 同月文部省直轄

扱ヲ免ジ、文部省高等学務局長高田早苗校長事務取扱ヲ命ゼラル。十 省普通学務局長沢柳政太郎事務取扱ヲ命ゼラル。 規則中ヲ改正シ、始メテ副科規程ヲ設ク。同月手島精一ノ校長事務取 実業教育局長手島精一校長事務取扱ヲ命ゼラル。十月附属外国語学校 神田乃武校長心得ヲ免ゼラル。八月校長清水彦五郎職ヲ辞シ、 長心得ヲ命ゼラル。六月東京帝国大学書記官凊水彦五郎校長ニ任ジ、 同三十一年五月、校長小山健三文部次官ニ任ジ、本校教授神田乃武校 月商議委員ニ減員アリ。 同月高田早苗ノ校長事務取扱ヲ免ジ、 文部省

重格校長ニ任ゼラル。

同月図書貸付及閲覧規程中ヲ改正ス。四月附属

同三十二年三月沢柳政太郎ノ校長事務取扱ヲ免ジ、

大蔵省参事官駒井

課程ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ実施ス。是時専攻部修学年限ヲ二箇年トス。 外国語学校ヲ東京外国語学校ト改称セラレ、本校ト分離ス。 七月学科

十月規則ニ改正ヲ加フ。

月専攻部規程中ヲ改正ス。十二月校長駒井重格卒去シ、 同三十四年四月職員定員ヲ増加セラル。五月商議委員ニ減員アリ。 同三十三年三月職員定員ヲ増加セラル。 文部省参事官

六

寺田勇吉校長事務取扱ヲ命ゼラル。

学法科大学教授ニ任ゼラル。十一月試験、進級、 蔵之助校長ニ兼任セラル。 長ニ任ゼラル。四月本校ヲ東京高等商業学校ト改称セラル。同月本校 長寺田勇吉休職仰付ケラレ、 ニ商業教員養成所ヲ附設セラル。同月職員定員ヲ増加セラル。八月校 同三十五年二月、文部書記官兼文部省参事官文部省視学官寺田勇吉校 九月法学博士松崎蔵之助校長兼東京帝国大 東京帝国大学法科大学教授法学博士松崎 卒業規程及専攻部学

ラル。 同三十六年二月専攻部規程中ヲ改正ス。五月規則中入学ニ関スル規程 ニ改正ヲ加フ。十月規則中学科課程ヲ改正ス。十二月職員定員ヲ減

科課程ヲ改正ス。

同三十七年十二月規則中入学資格ニ関スル条項ヲ改正ス。

同三十八年一月授業料規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ増加セラル。

同三十九年十二月専攻部規程中ヲ改正ス。

試験、 同四十年一月専攻部規程中ヲ改正ス 部ニ入学シ得シムルコトセリーの四十年一月専攻部規程中ヲ改正ス 神戸高等商業学校卒業生ヲ専攻。| 同四十二年四月職員定員ヲ増加セラル。五月校長法学博士松崎蔵之助 同四十一年二月授業料規程中ヲ改正ス。三月職員定員ヲ増加 進級及卒業規程ヲ改正ス。 十二月規則中ヲ改正 セラル。

沢柳政太郎校長事務取扱ヲ命ゼラル。部省実業学務局長工学博士真野文二ノ校長事務取扱ヲ免ジ、本校講師省令発布セラレ、六月更ニ専攻部当分存置ノ省令発布セラル。九月文うル。同月入学、退学、在学規程中ヲ改正ス。同月専攻部廃止ノ文部職ヲ辞シ、文部省実業学務局長工学博士真野文二校長事務取扱ヲ命ゼ

退学規程中ヲ改正ス。改正ス。三月職員定員ヲ減ゼラル。九月学級、学科課程及入学、在学、同四十三年一月授業料規程中ヲ改正ス。二月規則及専攻部仮規程中ヲ

専攻部仮規程中ニ改正ヲ加フ。同月予科及本科学科課程表中ヲ改正シ九月ヨリ之ヲ実施セリ。十一月員アリ。六月休学規程、授業料規程及専攻部仮規程中ニ改正ヲ加フ。口高等商業学校長坪野平太郎校長ニ任ゼラル。四月商議委員ノ交迭増同四十四年三月校長事務取扱沢柳政太郎東北帝国大学総長ニ任ジ、山

級及卒業規程中ヲ改正ス。同四十五年三月文部省令ヲ以テ専攻部規程ヲ定メラル。四月試験、進

大正元年十二月商議委員ニ減員アリ。

授ニ任ゼラル。同三年八月校長坪野平太郎職ヲ辞シ、教授法学博士佐野善作校長兼教同三年八月校長坪野平太郎職ヲ辞シ、教授法学博士佐野善作校長兼教同二年六月本校職員定員ヲ减ゼラル。同月校長職務規程ヲ改正セラル。

課程及専攻部規程中大改正ヲ加フ。同月本校創立四十年記念式ヲ挙行月専攻部規程中ヲ改正ス高業教員養成所卒業生ヲ専攻部・九月学級、学科トセリ。三月専攻部規程中ヲ改正ス。六月授業料規程中ヲ改正ス。七ス修業年限三年以上ノ官立高等商業学校卒業生ヲ専攻部ニ入学シ得シムルコト同四年一月入学、在学、退学規程、授業料規程及専攻部規程中ヲ改正

業規程、授業料規程及専攻部規程中ヲ改正ス四月ニ変更スス。十一月学級、学科課程、学年、学期、休業規程、試験、進級、

規程中ヲ改正ス。十二月職員定員ヲ増加セラル。築落成ス。同舎ハ三井家ノ寄贈ニ係ル所ナリ。四月入学、在学、退学同五年一月入学、在学、退学規程中ヲ改正ス。三月専攻部校舎一棟新

校同窓会並ニ如水会ノ寄贈ニ係ル所ナリ。職員定員ヲ増加セラル。同月御大典記念図書館新築竣工ス、同館ハ本月専攻部研究室落成ス、本校卒業生内田信也ノ寄贈スル所ナリ。六月トセリ。同月本校剣道及柔道道場新築落成ス、一橋会ノ寄附ニ係ル。五の六年二月本校規則及専攻部規程中ヲ改正ス大阪市立高等商業学校卒業

置キ、 学予科主事ニ、 学及各科部ノ教授ニ任ゼラル。又大学予科教授兼大学教授石川文吾大 博士佐野善作東京商科大学長ニ任ゼラレ、 旧規程ニ依リテ修業セシムルコトトス。即日東京高等商業学校長法学 希望スル者ハ之ヲ相当級ニ編入シ、其ノ編入ヲ希望セザル者ニ対シテ 京商科大学開設セラレタリ。 日限東京高等商業学校ノ名称ハ廃止セラレ、大正九年四月一日新ニ 同九年三月勅令第七十一号ヲ以テ、東京商科大学官制ノ公布ト共ニ勅 務官及官立大学予科、 ハ商学専門部中ニ専攻科及高等商業科ヲ特設シ、夫々之ニ編入シ、 令第七十二号ヲ以テ、文部省直轄諸学校官制改正セラレ、 同七年三月学資貸給規程中ヲ改正ス。七月職員定員ヲ増加セラ セラル。 東京高等商業学校学生生徒ニシテ、大学又ハ大学予科ニ編入ヲ 同日勅令第七十六号ヲ以テ官立大学長、 商学専門部教授兼大学教授奈佐忠行商学専門部主事 附属商学専門部教授、 本学ニハ大学予科、 東京高等商業学校教授ハ大 助教授ノ官等俸給ニ関ス 及附属商学専門部ヲ 教授、 助教授、 同月三十 尚

ヲ増加セラル。ス。九月助手、書記、大学予科教授、商学専門部教授、助教授ノ定員ス。九月助手、書記、大学予科教授、商学専門部教授、助教授ノ定員ヲ増加セラル。同月本学学則ヲ制定ル件ヲ定メラル。同二十一日官立大学長職務規程ヲ定メラル。同年六

# ○第三 大学ニ関スル法令

# 一 大学令( 教令第三百八十八号)

奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ第一条 大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ、並其ノ藴

留意スベキモノトス。

紀二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス。但シ特別ノ必要アル

場合ニ於テハ、単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコト

ノ各部トス。

トキハ、前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコトヲ得。特別ノ必要アル場合ニ於テ、実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スル

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クベシ。

数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ、研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル

為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得。

第四条 大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外、本令ノ規定ニ依リ公

立又ハ私立ト為スコトヲ得。

リ之ヲ設立スルコトヲ得。 第五条 公立大学ハ、特別ノ必要アル場合ニ於テ、北海道及府県ニ限

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス。但シ特別ノ必要ニ因リ

ル場合ハ此ノ限リニ在ラズ。

金、及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルベキ収入ヲ生ズル基本財産ヲ第七条(前条ノ財団法人ハ、大学ニ必要ナル設備、又ハ之ニ要スル資

有スルコトヲ要ス。

部大臣ノ定ムル有価証券トシ、之ヲ供託スベシ。基本財産中、前項ニ該当スルモノハ、現金又ハ国債証券、其

ア他文

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立、廃止ハ、文部大臣ノ認可ヲ受クベ

シ。学部ノ設置廃止亦同ジ。

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フベシ。

第九条

学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、当該大学予科ヲ修了シタル

之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス。者、高等学校高等科ヲ卒リタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ

入学ノ順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。

者ハ学士ト称スルコトヲ得。前項ノ在学年限ハ、医学ヲ修ムル者ニ第十条 学部ニ三年以上在学シ、一定ノ試験ヲ受ケ、之ニ合格シタル

在リテハ四年以上トス。

ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ、当該学部ニ於テ適当ト認メタ四年以上、其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上、当該学部ニ在学シ、其

研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ、医学ヲ修ムル者ニ在リテハ

ルモノトス。

大学予科ニ於テハ、高等学校高等科ノ程度ニ依リ、高等普通教育ヲ第十二条 大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ、予科ヲ置クコトヲ得。

為スベシ。

第十六条

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス。

年ヲ修了シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ、 修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、 之ト同等以上 中学校第四学

、学力アリト認メラレタル者トス。

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、 中学校ヲ卒業

シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ、之ト同等以上ノ学力ア

リト認メラレタル者トス。 大学予科ノ設備、 編制、 教員及教科書ニ付テハ高等学校高

等科ニ関スル規程ヲ準用ス。

第十五条 年当該大学ニ収容シ得ル員数ヲ超過セザル程度ニ於テ、之ヲ定ムベ 大学予科ノ生徒定数ハ、毎年ノ予科修了者ノ員数ガ、 其ノ

之ヲ定メ、文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。

大学及大学予科ノ学則ハ、法令ノ範囲内ニ於テ、

第十七条 公立及私立ノ大学ニハ、相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ。

私立大学ノ教員ノ採用ハ、文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。

公立大学ノ教員ニシテ、官吏ノ待遇ヲ受ケザル者ニ付亦同ジ。

第十九条 公立及私立ノ大学ハ、文部大臣ノ監督ニ属ス。

文部大臣ハ、公立及私立ノ大学ニ対シ、報告ヲ徴シ、

検閲

研究ヲ指導ス。

ラ行ヒ、其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得<sup>°</sup>

第二十一条 本令ニ依ラザル学校ハ、勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ 除クノ外、 大学ト称シ、又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スベキ文

附 則 字ヲ用ウルコトヲ得ズ。

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

本令施行ノ際、 現ニ大学ト称シ、又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示ス

ベキ文字ヲ用ウル学校ニハ、当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セズ。

東京商科大学官制 (大正九年三月三十一)

-条 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

第

大学長

教授

助教授

事務官

学生監

助手

書記

当該大学

第二条 大学長ハ勅任トス。文部大臣ノ監督ヲ承ケ、

東京商科大学一

般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス。

大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ、

判任官ニ関

テハ之ヲ専行ス。

第三条 教授ハ専任十五人、奏任又ハ勅任トス。学生ヲ教授シ、其ノ

第四条

事ス。 助教授ハ専任五人、 奏任トス。 教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従

理ス。

第五条

事務官ハ専任一人奏任トス。

大学長ノ命ヲ承ケ庶務会計ヲ掌

第六条 学生監ハー人トス。教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補

学生監ハ大学長ノ命ヲ承ケ、学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル。

第七条 助手ハ専任五人、判任トス。教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ、

第八条 学術ニ関スル職務ニ服ス。

事ス。 書記ハ専任十一人、判任トス。上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従

第九条 第十条 東京商科大学ニ教授会ヲ置キ、教授ヲ以テ之ヲ組織ス。 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ嘱託スルコトヲ得。

教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス。

大学長ハ教授会ヲ召集シ、其ノ議長ト為ル。

学科課程ニ関スル事項

文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項 学生ノ試験ニ関スル事項

第十二条 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ、 助教授又ハ講師ヲ教授

会ニ列席セシムルコトヲ得。

第十三条 東京商科大学ニ功労アル者ニハ、勅旨ニ依リ東京商科大学

名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルベシ。

第十四条 東京商科大学ニ予科ヲ置ク。

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス。生徒ノ教育ヲ掌ル。

予科ニ教授専任十一人、助教授専任四人ヲ置ク。

予科ニ主事一人ヲ置キ、予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ、予科ノ事務ヲ掌理シ、職員ヲ監督シ生徒

,訓育ヲ掌ル。

第十五条 東京商科大学ニ附属商学専門部ヲ置ク。

商学専門部ニ教授専任三十人、助教授専任九人ヲ置ク。

教授ハ奏任、 助教授ハ判任トス。生徒ノ教育ヲ掌ル。

商学専門部ニ主事一人ヲ置キ、商業専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之

ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ、 商学専門部ノ事務ヲ掌理シ、

職員ヲ監督

シ生徒ノ訓育ヲ掌ル。

第十六条 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク。 商学専門部教授ノ中ョリ文部大

商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ、

臣之ヲ補ス。

主事ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ、 商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

本令施行ノ際、 現ニ東京高等商業学校名誉教授タル者ニハ、本令施行

ノ際ニ限リ、 勅旨ニ依リ東京商科大学名誉教授ノ名称ヲ与フルコトア

ルベシ。

○第七 職 員

大 学 長

兼大学教授

法学博士

佐

野

善

作

平東

民都

京

事

務 官

生 監

学

泉

屋

清

次 郎

平石

民県

Ш

大学教授兼附属商学専門部教授 法学学 士学 中 村 進 午 平千 葉

民県

	00								//~/	311011	, , ,	,,,										
	惠法及17攻去/兼/教授兼法制制 去学尊士去学士東京帝国大学	大学教授	男	マ ス ター、オブ、バチェラー、オブ、					図書館			主任 普通試験委員会書記	学生課			主任兼商品陳列所係 収入官吏	会計課			主任 文官普通懲戒委員会書記	庶 務 課	書記
	美曲	1	神	アア		f	鈴	鈴		井	安	深		五姓	白	浦		遠	平	金		
	<b>農</b> ዠ		ш	ッッ テ			木嘉	木		上	藤	見		姓田	石	岡.		藤直	尾.	子		
ž Z	幸 ヒ		乃武	ムハー			嘉三郎	善吉		義枝	正雄	与一		一 雄	鎌蔵	幸吉		之 丞	直登	水哉		
平			華東京	- スト-			平新潟			平福岡		平東 京		平東	士東	士東		士宮	士福	士東		
民			族府	大学)			民県			民県				京民府	京 族府	京 族府		城 族県	族県	京 族府		
大学助	銀行、研究指導	研 究 指 導取引所、外国為替	研 究 指 導海上保険、統計学	大学助教授	商品、研究指導(兼)大学予科教	仓研	社会政策、研究指導経済原論、経済学史		商業英語、研究指導(兼)	商品、研究指導(兼)		策、商業史	研究指導	政学、倉庫	提 商 工	究 指 導際私法、民法	行名打造		医阴公法 研究指導	F	計理学、研究指導	研究指導(兼)
手	専門部教授 兼附属商学	業小専兼 学校高等 教等 教商 授 教 等 教 等 教 等 教 者 教 者 教 者 教 者 。 者 者 。 者 者 者 者 者 者 者 者	専門部教授 兼附属商学	授	八学予科教授	専門部教授 兼附属商学	法学的	ドクトル、エ	太	門部教授附属商学専	<b>業学校教授</b> 小樽高等商	専門部教授	業学校 教授 高等 商	専門部教授 兼附属商学	専門部教授 兼附属商学	専門部教授 兼附属商学	<b>陸軍三等主計</b> 文部省督学官	教授、附属商学専門	懲 戒 委員	専門部教受兼附属商学	専門部 教授 兼附属商学	大学長
	商学士	商 学 士	商 学 士		工 学 士	教授 法学博士	<b>吟士商学士</b>	エコノミエ、プブリ	大学予科教授	理 学 士	商学士	学 博	商; 学 士:	法学博士	商学士士	法学博士	4	၍ 学 七	法学士	<b>去学</b> 尊士	委員長 普通試験	法学博士
	高垣	井浦	藤 本		木 村	青 ·	福		石	奈	=		P <sup>t</sup>		上	川	垻	团	<b>#</b>		下野	佐
	寅	仙	幸		惠	山衆	田徳	ツエ(ミ	川文	佐忠	消		升頭		田貞	口弘	ť	٤	丸		直	野善
	次郎	太 郎	太 郎		吉郎	<b>彩</b> 司	三	ュンヘ	吾	心行	757 −{		祖		次郎		f	<b>a</b>	午		太 郎	音作
	平広 島	士東 京	平三 重		平東京	土東 京				平静岡	平	山 形	平		平東 京	士東 京		長崎	平		平岐 阜	
	民県	族府	民県			族府		乯		民県	民		民		民都			-	民!		民県.	

社 英

会

学 語

ス

ター、オブ、アーツ(ウヰスコンシン大学)

東京帝国大学教授

文文 学 学 士士

東京商科大学名誉教授

男

研

指 指

究 究

商

学

士

井

藤

半

弥

平京

民府

商

業

通

論

都

#### 大 学 講 師 (就職順

チュー、スーベリヨー リサンシエー、アン、シアンス、 コムメルシアル(アン スチ ル、ド、コンメルス、ダンベ

法学博士

法学博士商学士 法学博士 左 林 村 右 瀬 田 毅 喜 春 郎 雄 陸

英

語(兼)

マバ

7

٨ ハー

ースト

-大学)

石

Ш

文

吾

平東

民府

京

記

(兼)

マスター、オブ、アーバチェラー、オブ、アー 神 ÿ Ξ 草 建 加 7 野 上 部  $\blacksquare$ 潴 豹 ースト大学) 兵 正 遯 乃 信 吾 武 三 治 郎 冶 士東平富平東平鳥平香平神平兵 京山 京 取 川 奈 庫 平新華東 潟 京 族府民県民府民県民県民県民県民県 民県族府

> 仏 英

> 語(兼) 語(兼)

民

刑 破 外 研

東京地方裁判所判事

学

土

産 交

東京帝国大学教授

法法 学博士 法

外務省参事官

民

法 法 法 法 史 導 導

東京帝国大学教授

法 学 学 士士 法法 学博士

枢密院書記官長

授兼大学予科教授附属商学専門部教 兼大学予科教授東京美術学校教授 法学博士法学士 法学博士 学  $\pm$ 石 吉 鹿 久 林 志 野 米 田 H 鉀 桂 頼 清 良 Ξ 太 次 郎 三 郎 郎 郎 士千 平東 平山 士佐 平埼 士東 平青 賀 玉 京 形 族県民府民県族県民県族府民県

> 銀 数 英

行

簿

記

(兼

門部教授兩萬等專 門部教授附属商学専

士 士

田

良

 $\equiv$ 郎 治

士山 平東 平栃

形

京

族県民府民県族県

学(兼)

第

陸軍步兵少尉一高等学校教授

理理学博士 商 法

> 渡。 浦

辺

語

兼

附属商学専門部教授

文

士兵

木 庫 マスター、

オブ、アーツ(ハーバ

I

ŀ

民

法

兼

バ

チ

ı

ラー、オブ、アーツ(ミネソタ州々立大学

学 学

本 吉

監査、

原

価計算(兼) 価計算(兼

授兼大学予科教授附属商学専門部教

商

監

査

原

保険学、

研究指導

大学予科主事

仏 裁民 独

判事

所訴

構成法

大審院検事

語

東京外国語学校教授

辻 松

高

衡 男

京

岡

Œ.

森

漢

文(兼)

附属商学専門部教授

杉

Ш

令

吉

語(兼)

洋

経済事情

(在外研究中)

マ

ス

用 化 学 語 チ

応 英

> スター、オブ、アーツチェラー、オブ、アーツ 兼附属商学専門部教授 (ワシ 山 ۲ ン大学 鍖

マ

記(兼)

7

jν

簿 簿

ス ター、オブ、アーツチェラー、オブ、アーツ 附属商学専門部教授 小谷野 星 鹿 野 清 敬 太 次 郎 Ξ 郎 士静 平山 平東 京

大学予科教授 兼大学教授 普通試験委員

Ш 文 吾 平東 京 民府

漢 英

語 文 語

兼附属商学専門部教授 附属商学専門部教授

久津 間 置 信 \_ 吉 拡 平東平岩平栃 手 木 民府民県民県

英

ொ 峯 長

チェラー、オブ、フィロソフ ェラー、オブ、アーツ ター、オブ、アーツ(ハー 兼大学教授 オン、 附属商学専門部教授 附属商学専門部教授 附属商学専門部教授 東京美術学校教授 カレッヂ) 工 学 士 1 1 バ 久 舟 木 木 ード大学 ۲ 大学) 村 米 村 恵 桂 橋 重 吉 郎 治 郎 太 雄 平東士神京 奈川 平岐 平奈 士佐 士東 賀 京 岡 形 阜 良 族県民県民府 族県族府 民県民県 民府族県

体	英		経	修	電気	体	体	体	英		体	独	修	仏		支	作		英	英		英	歴
			済大		及機											那							
操	語		意	身(兼)	気及機械工学	操(兼)	操	操金	語金		操	語	身	語(兼		語(兼	文	大	語(兼)	語(兼)	~	語	史
	1	ドバゥチ	(兼)	釈	•	悪		<b>兼</b>	(兼)	マバスチ		東京外国		#	ドクト	#		大学予科講師	<b></b>	悪	マスター、		
		・・ラーレー		学助教					大学名誉教授	イタラー		諈	大東		トル、	東		け 講師	附	附	、オブ、ア	兼附	
	7	、、 オ ブブ、		教帝 授国 大					誉教授	オオブブ、		校教授	大学 教授 授国	第一高	エス、	東京外国語学校教授		(就職順	附属商学専門部教授	附属商学専門部教授	- 1	附属商学専門部教授	
	- -	フフ ‡ ヰ コロ	商	文	I.				男	アーツツ			· 法学博·	高等学校教授	レット	語学校		順	·専門部	専門部	・ツ (エール	専門部	文
	3	ーソフ フフ	学 士	学 士	学 士				爵	Î		学 士	学博士士	教授	ル	教授			教授	教授	ル大学グ	教授	学 士
高	移	1 1	緒	滐	関	大	武	藤	神	ムハー	笛	武	筧	石	(巴里大学)	岡	田		西	内	ラジュ	五	Щ
橋	川(	ヾ゚シ l カ ヾ゙ゴ	<b>-</b>	作	藤	橋	H	沢	田	スト	重	内	+	111	学	本	中		-bb	藤	ı I	n-t-	上
伊 次	子(之)	大学	方	安	国	音 次	清	宅	乃	大学)	五	大	克	Ш		Œ	美也		村	Ξ	ト <b>、</b> ス	味	多
郎	蔵り	大 <sup>。</sup> 学	清	文	助	郎	治	<u>-</u>	武		郎	造	彦	剛		文	司		稠	介	クール	赫	助
平岩 手	平福〉 島	<u> </u>	平熊 本	士茨 城	士広 島	平群馬	平宮 城		華東京		平宮城	平埼 玉	士長野	平東 京		士愛媛	士千 葉		士島根	平東 京	ル	士東 京	平茨 城
民県		ſ				民県							族県			族県			族県			族府	
学商	法独語	策交通	Š	研国究際	理英文	商商				書	商	紅		縚	Z E	英	地	漢	数	物	地	哲	珠
学、商工経商業政策、	法、研究的独語、商法	策"交通論	之前、至手	研究指導国際法、国	理、研究的英文簿記、	業				書	商	$\mathcal{B}$	<b>\$</b>	B	Ĭ	文	地	文	数	物	地	学	珠
学、商工経営、研商業政策、経済学	研究指環	策、交通論、研究	ろ育で至そしてい	研究指導国際法、国際公	理、研究指導英文簿記、簿記	業 品 地						¥ →	<b>筝</b>	送	¥	文簿		文作				学概	
学、商工経営、研究指述商業政策、経済学及財	研究指導、商法、国際私	策、交通論、研究指導	と有る主き てきら 直見を	公法	に原(	業品	附属		附属	書法	法	が 大 意	きて意	<b>浴</b> 大 意(	¥ .	文簿記	理	文	数学	物理	地理	学	珠
正経営、研究指導政策、経済学及財政	研究指環	策、交通論、研究指導 (兼		研究指導 (兼)国際法、国際公法(兼)	理、研究指導 (兼)英文簿記、簿記原(兼)	業 品 地	附属商学		附属商学			浴 才 意(東)学	き と 気をかった	逆 大 意(兼)	そこまど	文簿	理(兼)	文作	学	理		学概	
[工経営、研究指導 (兼)政策、経済学及財政 (兼)	研究指導(兼)	( 兼		公法(兼)	に原(	業 品 地 学理	附属商学専門		附属商学専問		法(兼)	アイガー (東) 学専門 高等商	そう と、 意く使く 大学助	逆 大 意(兼)	そこまど	文簿記	理(兼) 附属商	文作	学	理	理	一学概論	
[工経営、研究指導 (兼)政策、経済学及財政 (兼)	研究指導(兼)	(兼)部省督	大学教	公法	に原(	業 品 地 学理	附属商学専門部数		附属商学専門部内		法(兼) 两学専門	浴	子 に 気へ使ンと写り下女を大学助教授兼	)	そう 気にを 大学教授兼附	文簿記	理(兼) 教授兼大学	文 作	学	理	理	一学概論	
『工経営、研究指導(兼) 大学教授政策、経済学及財政(兼) 大学教授	研究指導、商法、国際私	(兼) 部省督学官	大学教授	公法 (兼) 大学教授法	に原(	品 学 普通試験委員業 地 理 兼大学教授	附属商学専門部教授		附属商学専門部主事		法(兼) 商学専	浴 · 人 意 ( ) 高等商業学校教授 / ) 意 ( ) 東) 学専門 部 教授 / 小	子 に 気へ使ンと写り下女を大学助教授兼	26 大震(兼) 専商業学校教授	そう 気にを 大学教授兼附	文簿記(兼) **	理(兼) 粉屑商学	文 作	学	理		学概	
『工経営、研究指導(兼) 大学教授政策、経済学及財政(兼) 大学教授	研究指導 (兼) 大学教授 :商法、国際私(兼) 大学教授 :	(兼) 部省督学官 商	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授法	<sup>北原</sup> (兼)	品学 普通試験委員理業 地理 兼大学教授	属商学専門部教	理学	部主		法(兼) 商学専門部教授	游 · 才 · 意 ( 東 ) 学 其 門 部 老 将 · 小 核 · 商	くう に 気に使いさなりがなる いき あく 大学助教授兼附属商	26 大	そこでで、大学教授兼附属商学	文簿記(兼) **	理(兼) 教授兼大学教授 理	文作文文	学 麻京女子高等 理	理 師範学校教授 理東京女子高等	理 麻煎女子高等 理	一学 概 論 学習院教授 文	
[工経営、研究指導 (兼)政策、経済学及財政 (兼)	研究指導(兼)	<ul><li>(兼)部省督学官</li></ul>	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授	に原(	品 学 普通試験委員業 地 理 兼大学教授	属商学専門部教	理学士	部主		法(兼) 商学専門部教授	76 7 意(東) 学専門部参授 小校	M ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	26 大震(兼) 専商業学校教授	大学教授兼附属商学法学博	文簿記(兼) **	理(兼) 粉屛燕大学教授	文作文	学 東京女子高等	理師範学校教授東京女子高等	理師範学校教授東京女子高等	一学 概論 学習院教授	
『工経営、研究指導(兼) 大学教授政策、経済学及財政(兼) 大学教授	研究指導 (兼) 大学教授 :商法、国際私(兼) 大学教授 :	(兼) 部省督学官 商学	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授法	<sup>北原</sup> (兼)	品 学 普通試験委員 理学業 地 理 兼大学教授	属商学専門部教	学	部主		法(兼) 西学専門部教	游 / 一意(東) / 尊東門部参校 / / 校 商 等	とう しょうにたいとすりの女子 いまいない 大学助教授兼附属商	答。 大 意 ( 兼 ) 専門部 教授 神戸 唐 南 学	<ul><li>大学教授兼附属商学 法学博士</li></ul>	文簿記(兼)	理(兼) 教授兼大学教授 理 学	文作文    文学	学 節範学校教授 理 学東京女子高等	理 師範学校教授 理 学東京女子高等 理 学	理 師範学校教授 理 学東京女子高等 理 学	一学 概論 学習院教授文学	
YT経営(研究指導 (兼) 大学教授 商学 士 上田政策(経済学及財政(兼) 大学教授 法学博士 上田	研究指導 大学教授 法学博士 、商法、国際私(兼) 大学教授 法学博士	(兼)部省督学官 商学士 堀	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授 法学博士法学士	<sup>託原</sup> (兼) 大学教授 下 野	品 学 普通試験委員 理学 士業 地 理 兼大学教授	属商学専門部教	学 士	部主	法	法(兼) 商学専門部教授 法 学 士大学教授兼附属 法学博士	浴子 一一 一 高等商業学校教授 高等商業学校教授 一 一 一 子 一 子 油	く に 気に使いとなり間が変更 いき 切 と ここ 十二 自	浴,大一意(兼) 専門部 教授 神戸高 商,学 士	と こうできょう 大学教授兼附属商学 法学博士 J	文 簿 記(兼) 商学専門部教授 下 野大学教授兼附属 下 野	理(兼) 教授兼大学教授 理学 士	文作文    文学士	学 际範学校教授 理学士 杉浦	理 師範学校教授 理 学 士東京女子高等 理 学 士	理 師範学校教授 理学 士東京女子高等 理学士	一学概論 学習院教授文学士	算
YT経営、研究指導(兼)大学教授商。 学士 上田)貞政策、経済学及財政(兼) 大学教授 法学博士 上田)貞	研究指導 人 大学教授 法学博士 山商法、国際私(兼) 大学教授 法学博士 山	(兼)部省督学官 商学士	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授法学博士法学士中	<sup>託原</sup> (兼) 大学教授下 野 直	品学 普通試験委員理学士 奈業 地理 兼大学教授	属商学専門部教	学士奈	部主	法	法(兼) 商学専門部教授 法 学 士 青大学教授兼附属 法学博士 青	浴子 一意 (東) 学 5 門 音 巻 校 教授 一 一 第一 作 一 作 一 作 一 作 一 作 一 作 一 作 一 作 一	くう に 気に使いをなり取める いまり は という 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	沿入 ()	大学教授兼附属商学 法学博士 リーク	文 簿 記(兼) 商学専門部教授 下 野 直大学教授兼附属 下 野 直	理(兼) 教授兼大学教授 理学 士 奈	文作文 文学士 有	学 邮範学校教授 理学士 杉浦 徳東京女子高等 理学士 杉浦 徳	理 颠簸学校教授 理学士 乙東京女子高等 理学士 乙	理 師範学校教授 理学 士 西西東京女子高等 理学 士 西	一学概論 学習院教授文学士紀	算
YT経営(研究指導 (兼) 大学教授 商学 士 上田政策(経済学及財政(兼) 大学教授 法学博士 上田	研究指導 (兼) 大学教授、法学博士、山、口、商法、国際私(兼) 大学教授、法学博士、山、口	(兼)部省督学官 商学士 堀	大学教授兼文	公法 (兼) 大学教授、法学博士法学士中、村村	<sup>託原</sup> (兼) 大学教授 下 野	品学 普通試験委員 理学 士奈 佐業 地 理 兼大学教授	属商学専門部教	学士 奈 佐	部主	法山口	法(兼) 商学專門部教授法学 士 青山大学教授兼附属法学博士	浴子 一一 一 高等商業学校教授 高等商業学校教授 一 一 一 子 一 子 油	く で (大) (本) となり をない はい はい 大学助教授 薬 附属商	治· 大意 (兼) 専門の教授 神戸高 商、学士、 大 池	\$ 1、 京公文/ 1936 授兼附属商学 法学博士 另一名 · 美	文 簿 記(兼) 商学専門部教授 下 野大学教授兼附属 下 野	理(兼) 教授兼大学教授 理学 士 奈 佐	文作文 文学士 有 馬	学 际範学校教授 理学士 杉浦	理 肺範学校教授 理学士 乙 部東京女子高等 理学士 乙 部	理 颠簸学校教授 理学 士 西村東京女子高等 理学 士 西村	一学概 論 学習院教授文学士紀 平	算 川 村
『工経営、研究指導(兼) 大学教授 商学 士 上田 貞次 郎 東政策、経済学及財政(兼) 大学教授 法学博士 上田 貞次 郎 東	研究指導 一大学教授、法学博士、山、口、弘、一、士、商法、国際私(兼) 大学教授、法学博士、山、口、弘、一、東	(兼) 部省督学官 商学士 堀 光 亀 平	大学教授兼文 長	公法 (兼) 大学教授、法学博士法学士中、村、進一午、平、千	<sup>ᄠ原</sup> (兼) 大学教授下野直太郎、 英岐	品学 普通試験委員理学士 奈佐 忠行平業地 理 兼大学教授 理学士 奈佐 忠行 静	属商学専門部教授	学士 奈 佐 忠 行平	部主事	法 山口彦総平	法(兼) 商学専門部教授法 学 士 青山 宋 司 士 法(兼) 大学教授兼附属法学博士 青山 宋 司 東	游, 人 意 (東) / 専門部参授 小科 商 学士, 并、 和 大人、 良、 士、 ) 一 意 (東) / 専門部参授、 小科、 商 学士, 并、 和、 大人、 良、 士	く は (を) という 「大学助教授兼附属商 とうこう 十一十一月 「 」 「	治·大利意 (兼) 專門部教授 树戸店商 "学士" 人为"一个",第二十二字,	大学教授兼附属商学、法学博士・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	文 簿 記(兼)     商学専門部教授 下 野 直 太 郎 岐	理(兼) 教授兼大学教授理 学 士 奈 佐 忠 行 静	文作文 文学士 有 馬 祐 政福	学 颠簸学校教授 理学士 杉浦德次郎大東京女子高等 理学士 杉浦徳次郎大	理 颠簸学校教授理学士 乙部 孝子吉 岩	理 颠簸学校教授理学 士西人村 萬寿 東東京女子高等理	一学概 論 学習院教授文学士 紀平 正美三	算 川村貫治三
『工経営、研究指導(兼) 大学教授 商学 士 上田 貞次 郎政策、経済学及財政(兼) 大学教授 法学博士 上田 貞次 郎	研究指導 (兼) 大学教授法学博士 山、口、弘、一、士、商法、国際私(兼) 大学教授法学博士 山、口、弘、一、東、京、	(兼) 部省督学官 商学士 堀 光 亀 平	大学教授兼文 長 崎	公法 (兼) 大学教授、法学博士法学士中、村门进一年、平年	<sup>・・・・・(</sup> 兼) 大学教授 下野 直太 郎 平 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	品学 普通試験委員理学士 奈佐 忠行平業地 理 兼大学教授 理学士 奈佐 忠行 静	属商学専門部教授	学士 奈 佐 忠 行	部主事	法 山口彦総山形	法(兼) 商学専門部教授法 学 士 青山 宋 司 士 法(兼) 大学教授兼附属法学博士 青山 宋 司 東	游, 人 意 (東) / 専門部参授 小科 商 学士, 并、 和 大人、 良、 士、 ) 一 意 (東) / 専門部参授、 小科、 商 学士, 并、 和、 大人、 良、 士	く こう (を) となり B 女を   「	治·大利意 (兼) 專門部教授 树戸店商 "学士" 人为"一个",第二十二字,	それで、「大いと)、大学教授兼附属商学 法学博士 リー・ロー・モー・デ 福 島	文 簿 記(兼)	理(兼) 教授兼大学教授理 学 士 奈 佐 忠 行 静 岡	文作文 文学士 有 馬 祐 政福井	学 颠簸学校教授 理学士 杉浦德次郎大阪	理 颠簸学校教授理学士 乙部 孝 吉 士 東京女子高等理学士 乙部 孝 吉 岩 手	理 颠簸学校教授理学士 西村 萬寿 東京東京女子高等理学士 西村 萬寿 東京	一学概論 学習院教授文学士紀平正美三重	算 川村貴治三重

バ	(在外研究中)	法学通論、民法	銀行簿記	研究指導 (兼)	(在外研究中)	(在外研究中)	英語	マ	作文	外国為替、研究指導(兼取引所、取引所、取引所論、(兼	共同海損、研究指導(兼)保険、統計、保険論、(兼)	英 語(兼)	マバ	英語	バ	簿記、商業実践	研究指導部計理学	英語	マバ	研究指導(兼)商法、商事法令(兼)	業究史	指
チェラー、オブ、アーツ(ミネソタ州々立大学)	法学士 岩 田 新愛知	兼大学予科教授 法 学 士 本 間 喜 一 山 形	兼大学予科教授 商学士 吉田良三平	大学助教授商学士 高垣寅次郎 正	商学士 根 岸 信士歌	商学士 内 藤 章山	兼大学予科教授 浦 口 文 治 兵	スター、オブ、アーツ(ハーバード大学)	予科教授 杉山 令 吉岐	業学校教授 兼小樽高等商商学士 井浦仙太郎東 ) 大学予科教授	大学助教授 商学士 藤本幸太郎三	大学予科教授山 口 鍖子太 神奈	ス タ ー、オブ、アーツ(ワシントン大学)チェラー、オブ、アーツ(ワシントン大学)	兼大学予科教授 舟 橋 雄 東 京	チェラー、オブ、フィロソフィー(アルビオン、カレッヂ)		兼大学予科教授 鹿野清次郎山	科教授 小谷野 敬三 東	ス ター 、オブ、アーツ(アムハースト大学)チェラー、オブ、アーツ	大学教授 法学博士商学士 青山 安尔 司 東	等商業学校教授 商 学士 三浦 新七山 计分学教授兼小樽高法学博士 三浦 新七山	等商業学校教授 法学 士内、池、康庆吉、平大学教授兼神戸高、法学博士、内、池、康庆吉、福
	知民県	族県	京 民府		一歌山族県	民	と 庫 と 族県		阜 民県	京 <b>族府</b>	重民県	奈川 族県		京 族府		岡 族県	形民県	京 民府		京 民府		島民県
教育学、教	珠	外 交	支那	農業政	露		研究指		憲法及行		英	英		英	(在外研究	(在外研究	(在外研究	(在外研究	(在外研究	(在外研究	英	英
教育学、教授法	珠	交 史(兼)		業政策	露語	ガンヂ		チチューリサン	憲法及行政法(兼) 兼	附属商学	英語	英 語	マスタ	英 語(兼)	(在外研究中)	(在外研究中)	(在外研究中)	(在外研究中)	(在外研究中)	(在外研究中)	英 語(兼)	英語(兼)
教育学、教授法		交 史(兼) 外務省参事官	那語 東京外国語	業 政 策 東京帝国大学教授	語	ガンヂダード、ボゴスロヰヤ	究指導(兼)	チュー、スーベリヨール、ド、サンシェー、アン、シアンス、	授、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局参事官が、法制局を、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の、法制の	호 배	語	語. 兼	スター、オブ、アーツ(エ	語(兼)	法 学	商学	商学	商学	商学	商学	語(兼)	語(兼)
教育学、教授法 中島半次		交 史(兼)	那語 東京外国語	業政策		ード、ボ	究 指	チュー、スーベリヨール、サンシェー、アン、シアン	授、法制局参事が、法制局参事が、	受師	語	話	スター、オブ、アー	語	法	商	商	商	商	商	語	

t	3									<i>x</i>	水阳作	ハチ	見										
英		所構成法	研究指導補助商業学、経済大意	修身、☆	研 究 指	独	体	体	体	南洋経済事情		高等数	社 会	体	独	民	論理及	交	修	仏		研究指	刑
語(兼)		(兼	助政大意、	論理	14 導(兼)	語(兼)	操	操(兼)	操操	事情(兼)	マ	女学	学(兼)	操(兼)	語(兼)	法(兼)	心理	通	身(兼)	語	ŕ	19(兼)	法東
	ドクトル、オブ、フヰロソフヰバチェラー、オブ、フヰロソフヰ	大審院検事 法学博士	商学士	東京帝国大学助教授 文学 士	法学博士法学士	東京外国語学校教授					スター、オブ、アーツ(ウヰス	農商務技師 理学士	東京帝国大学教授 文学博士		学校教授 文学士東京外国語	東京帝国大学教授 法学博士	東京帝国大学教授 文学博士		大学教授 法 学 士東京帝国大法学博士	第一高等学校教授	クトル、エス、レットル(巴里大学)	法学博士商学士	東京帝国大学教授 法学博士
移	11 分割	林	緒	深	志	辻	大	武	藤	松	コン	伊	建	笛	武	Ξ	松	富	筧	石	天学	左右	牧
川子之蔵	ーバード大力ゴ大学)	頼三	方	作安	田鉀	高	橋音次	田清	沢宅	岡正	シン大学)	藤萬太	部遯	重五	内大	潴信	本亦太	永謙	克	Л		4田喜	野英
之 蔵 平 島 民		郎本玉県	清 平熊 本 民県	文 士茨 城	太郎千葉県	衡 東 京 府	郎 平群 馬	治 平宮 城	二 平東 京	男 士青 森		郎 平愛 知	吾 平新 潟	郎 平宮 城	造 平埼 玉	三平東京	郎 平群 馬	治 平東 京	彦 士長 野県	剛 東京 府		一郎 平神 川	平岐
	英	英		英		独	m →-				書	ate:	独	κ.	,,				_			<b>#</b>	
						3.14	貿易実務、商業算術、商				1=1	商	25	応用化	仏	社会政策、研経済原論、経		命保険、研究保険、労働保	民	刑	破産	体	補助商業学、研究
IJ	語	語	マバ	語	マバ	語	<b>貿易実務、</b> 商業算術、商業実践、	チリ	外国		法(兼)	法	語	用	仏 語(兼)	社会政策、研究指導(兼経済原論、経済学史(兼	۲	保険、研究指導険、労働保険、生	氏 法(兼)	刑 法(兼)		操(兼)	補助商業学、研究指導
リサンシェー、エス、レツトル(巴里大学)	語 エドワード	ジュ	マ ス ター、オブ、アーツ(タフツバチェラー、オブ、アーツ(ハーバ		マ ス ター、オブ、アーツ(エール大学)バチェラー、オブ、アーツ(エール大学)		易実務、商業実践、 エドワード、ジョ	チチュー、スーベリョール、ド、コリサンシェー、アン、シアンス、コ	外国教師(就職順)					用 化	語(兼) · 東東	政策、研究指導(兼) 大学教授 法学城原論、経済学史(兼)	ドクトル、エコノミエ、プブリツ	命保険、研究指導(兼) 大学予科教授兼大学教授保険、労働保険、生(兼) 大学予科教授兼大学教授	法(兼) 枢密		産 法(兼) 東京帝		

	剣道	弓道	柔道	柔道	剣道	師			学		区書館幹事		研究室幹事	商品陳列所幹事	幹		支 那 語	英語	仏語		仏語
	梅川 熊太郎茨城県		藤 嘉 三 郎 福岡県	京	葉	範(就職順)		陸軍一等軍医 医学士 野 副 道 彦 佐賀県	医		商学士 三 浦 彩 七平	学生学博士 计 11 11 11 11 形	商学専門部教授商 学士上 田貞次 郎 平 民大学教授兼附属法学博士上 田貞次 郎 東京 府	教授兼大学教授 理 学士 奈 佐 忠 行 静 岡附属商学専門部	事		承 召 棠支那国人	パーシー、ホワイティング 米 国 人	ポール、ジャクレー仏国人	パシュリェー、エス、レットル(アカデミー、ド、パリー)	モーリス、アルフレッド、プルユニエー 仏 国 人
第三条 本学ニ左ノ五分科ヲ置ク。	第二節 学科及授業科目	一 冬季休業 至一 月 七 日	一 創立記念日   九月二十二日	一 夏季休業 至九月 十 日	一 春季休業 至四月 十 日	一 春季皇靈祭	一 紀元節	一 新嘗祭	一 天長節祝日	一 神嘗祭	一 秋季皇霊祭	一 天長節	一 明治天皇祭	一 神武天皇祭	一 毎日曜日	第二条 休業ハ左ノ如シ。	第一条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル。	第一節 学年、休業	第一章 大学規則		つ第1、東京菊斗大学学训

商工経営及計理科貿易及経済科

工 易

経 実

務

学年間

毎週

二時間

同

 $\equiv$ 

財 商 経

政

民

法律学ニ属スルモノ

経済学ニ属スルモ

険 通 融 理 営

同 盲 同 同 同

同 同 同 口 同

同

同

取

31

同 同

済

原 政

策 論

同 同

同

同 同 同

同 同 同

共

海

海

生

保

倉 鉄 海

庫 道 運 所

同

交 銀 計 商 貿

行

及

金

四

語学ニ属スルモノ

法(総則、会社 法(物権、債権)

> 一学年間 学年間

同 毎週

同

五時間

五 商 英語又第二外国語(西、支語ノ内一)同 業 英 語 三学年間 毎週 同 同 二時間 三時間 一時間

究指 導 同

選択科目 研

商業学ニ属スルモノ 商 品

毎週

二時間 三時間

第五条 第四条

本学ノ授業学科目ハ、必修科目及選択科目ノ二種トシ、

ニ就キ研究上ノ指導ヲ受クベシ。

本学ノ修学期間ハ三年トス。

学生ハ学長ノ承認ヲ経テ、前掲五分科ノ内其一ヲ撰ミ、

一定ノ教授

第二

領事科

交通及保険科

銀行科

学科目授業時数左ノ如シ。

必修科目

商業学ニ属スルモノ

西洋経 東洋経 殖 売 民 貿 地 済事 済事 組 事 情 情 情 織 同 同 ä 同 一学年間

工 場 管 理

監査及原価計算

銀

替 行

同

同 同

同

同

同

同

同

同 同 同

同 同

同

同

同 二時間 一時間

同

同 二時間

同

同 同

同

同同

一時間

二時間

同 時間

同 同 同 同

同同

同 同 一時間

毎週

論

幣

経済学ニ属スル

£

災 同 上 命

険 損

学年間

一時間

				,											Ξ							
経	計	保	交	銀	商	貿	<u>_</u>		学	海	商	民	行	憲	法律学	統	社	殖	農	I	経	経
済				行	I	易	必	科	./	商	事		政		法律学ニ属	計	会	民	業	業	済	済
				及			修		/ 学	法	法令	法	法	法	スルモ	学	政策	政策	政策	政策	史	学史
原				金	経	実	科目		•			法(親族、			1							
論	理	険	通	融	営	務		年				相続)										
				三学年中ニ履修(各二時間)				第一		同	同	同	同	一学年間		同	同	司	同	同	同	一学年間
				履修(夕				学	毎	同	同	同	同	毎週		同	同	同	同	同	同	毎週
=	=			旦一時間)				年	週	同	同	二時間	三時間	二時間		同	同	同	同	同	同	二時間
								第				IBJ	旧	旧								[B]
								=		第		第										
								学	時	第七条	トシテ	第六条					四					
								年		必修科	<b>臨時</b> 武	前条二	高	人	社	外	其 他	国	国	刑	破	民事
								第	間	必修科目ハ左ノ順序ニ依リ	トシテ臨時或学科目ノ講義ヲ開	前条ニ定メタル学科目ノ外	等 数	種	会	交		際 私	際公		産	民事訴訟法及裁判所構成
								Ξ		/順序	ノ講義	ル学科	学	学	学	史		法	法	法	法	及裁判
								学	数	ニ依リ	ヲ開ク	目ノ外										所 構 成
								年				•										法
1	<u> </u>	<u> </u>					I			之ヲ履修セシム。	コトアルベシ。	教授会ノ決議ニ依り、	同	同	同	一学年間		同	同	同	同	一学年間
											v	依り、選	同	同	同	毎週		同	同	同	同	毎週

選択 同 同 同 二 時間

\_ 四 \_ \_ \_ 四 時 時 時 時 間 間 間 間 間

一家ヲ立テ、学生ノ身分ニ関シ、一切引受クルニ足ルベキ関係、及第十六条(保証人ハ成年ノ男子ニシテ、東京市又ハ其附近郡部ニ於テ	文部大臣ヨリ入学ノ許可ヲ得タル者ハ、本学ニ入学スル%後ノ商業教員養成所卒業生ニシテ、実業学校教員養成規	程ニ依リ、文部大臣ヨリ入学ノ許可ヲ得タル者ハ、本学ニ入学スル大正四年以後ノ商業教員養成所卒業生ニシテ、実業学校教員養成規
シ。 :		ト同等以上ノ学力アリト認メタル者。
且ツ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ、保証人一名ヲ立テ、誓書ヲ差	ル者、又ハ文部大臣ニ於テ之	一 官公立高等学校高等科ヲ卒業シタル者、
第十五条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ、宣誓ヲ為シ、学生名簿ニ署名シ、	修了シタル者。	一 神戸高等商業学校本科第二学年ヲ修了シタル者。
前項ノ検定料ハ、一旦徴収シタルトキハ之ヲ還付セズ。		ヲ卒業シタル者。
ヲ行フ場合ニハ、検定料金五円ヲ徴収ス。	又ハ修業年限三年以上ノ官公立高等商業学校	一 本学商学専門部、又ハ修業年限三
第十四条 本学ニ於テ、第十条第二項ノ入学志願者ニ対シ、選抜試験	0	スル者ニ就キ、銓衡ノ上入学ヲ許可ス。
及身体検査証ヲ差出スベシ。	裕アルトキハ、左ノ資格ヲ有	前項ノ入学者ヲ収容シタル後、尚ホ余裕
第十三条 入学志願者ハ入学願書、学業履歴書、卒業又ハ修業証明書	ルコトヲ得。	第十条 本学予科卒業者ハ本学ニ入学スルコトヲ得。
入学ヲ許可スルコトアルベシ。		第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス。
第十二条 願ニ依リ一旦退学セシ者、再入学ヲ請フトキハ、詮議ノ上	退学	第三節 入学、在学、休学、
先立チ入学ヲ許可スルコトアルベシ。	トヲ得ズ。	三学年ニ於テハ各二十六時間ヲ下ルコトヲ得ズ。
請フ者アルトキハ、試験ヲ用ヒズ、前条第二項各号ノ入学志望者ニ	ハ二十八時間、第二学年及第	及選択科目ヲ合シテ、第一学年ニ於テハ二十八時間、
第十一条 大学令ニ拠ル学士ノ称号ヲ有スル者ニシテ、本学ニ入学ヲ	年毎週修業時数ハ、必修科目	三学年中ニ選定履修スベシ。但シ各学年毎週修業時数ハ、必修科目
コトヲ得。	経テ、選択科目十四科以上ヲ	第八条 学生ハ学長及指導教授ノ承認ヲ経テ、
		二、研究指導
=		英語又第二外国語
	11	商業英語
(総則、会社) 三 (商行為、手形) 三		商 法(総則、会社、商行為、手形)
	五	民 法(物権、債権)
	三学年中ニ履修(二時間)	財政
		商業政策
	-	

相応ノ資力ヲ有スル者ニ限ル。

キハ、直ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ。 第十七条 学生又ハ保証人ニシテ、氏名ヲ改メ又ハ転籍転居シタルト

ト等アルトキハ、遅滞ナク更ニ保証人ヲ立テ、誓書ノ差換ヲ為スベ第十八条 保証人死去、若ハ東京市及其ノ附近郡部以外ニ転住スルコ

其事由ヲ具シ届出ヅベシ。 第十九条 学生疾病又ハ避ク可カラザル事由ニ依リ、欠席スルトキハ、

欠席二週日以上ニ及ブトキハ、保証人ノ連署ヲ要ス。尚疾病ノ場合

ニハ医師ノ診断書ヲ添フベシ。

其許可ヲ得テ休学スルコトヲ得。其ノ疾病ノ場合ニ於テハ、医師ノスルコト能ハズト思量スルトキハ、保証人連署ノ上、学長ニ願出テ第二十条 学生疾病又ハ避ク可カラザル事由ニ依リ、五週日以上出席

特別ノ事情アル者ニハ、更ニー年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルベ休学ハ、兵役ニ服スル場合ヲ除キ、一年ヲ超ユルコトヲ得ズ。但シ

診断書ヲ添フルコトヲ要ス。

第二十一条 学生退学セント欲スルトキハ、保証人連署ノ願書ヲ差出

シ、学長ノ許可ヲ受クベシ。

ルコトヲ得ズ。但シ休学ノ期間ハ之ヲ算入セズ。第二十二条 学生ハ研究科ニ於ケル研究期間ヲ除キ、六年以上在学ス

ルトキハ、諭旨退学セシムルコトアルベシ。第二十三条 学生疾病其ノ他ノ事由ニ依リ、成業ノ見込ナシト認メタ

第四節 試験

第二十五条 試験ヲ分チテ学科試験及論文試験ノ二種トス。第二十四条 試験ハ学士ノ称号ヲ得ント欲スル者ニ対シテ之ヲ行フ。

各学年末ニ於テ之ヲ行フ。但シ指導教授ヨリ申出アリタルトキハ、第二十六条 学科試験ハ、必修科目及第八条規定ノ選択科目ニ就キ、

或学生ニ対シ、或学科目ノ試験ヲ、後年度ノ学科試験期マデ延期ス

ルコトアルベシ。

テ、之ヲ行フ。但シ論文ハ受験年度ノ十月末日迄ニ 提出 ス ル ヲ要第二十七条 論文試験ハ、毎年三月三学年以上在学 シ タ ル 学生ニ 就

ス、

試験又ハ追試験ヲ行フコトアルベシ。第二十八条 三学年以上在学シタル学生ニ対シテハ、毎年九月特ニ再

第二十九条 試験ノ成績ハ、各学科目及論文ニッキ、甲乙丙ノ三等トーニー

シ乙以上ヲ合格トス。

第五節 学士称号

第三十条 本学ニ三年以上在学シ、所定ノ試験ニ合格シタル者

商

学士ト称スルコトヲ得。

り、同部ヲ卒業シタル者ハ、学長ノ認可ヲ経テ商学士ト称スルコト第三十一条 明治三十二年以前ノ旧東京高等商業学校専攻部規定ニ依

ヲ 得 。

第三十二条 授業料ハー学年金五十円トシ、第二十二条 授業料ハー学年金五十円トシ、

毎年左ノ二期ニ於テ期日

ヲ指定シ之ヲ分納セシム。

月金二十五円金二十五円

金二十五円

+

月

rt-
Τ.
晔
ℽ
•

### 戒

第五十五条 学生ニシテ品行修ラズ、又ハ学業ヲ懈怠シ、其ノ他秩序

第五十六条 懲戒ノ処分ハ左ノ三種トス。

譴責

停 学

第十節 懲

ヲ紊リ、風紀ヲ害スル処アリト認ムル者アルトキハ、学長ハ教授会

ノ意見ヲ徴シ懲戒ニ処ス。

第三章

放学

大学予科規則

≪中略≫

第六十七条 大学予科ノ修学年限ハ三年トス。

第六十八条 学年ヲ三学期ニ分ツ。第一学期ハ四月十一日ョリ七月二 十日ニ至リ、第二学期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至リ、第

第六十九条 大学予科ノ学科課程左ノ如シ。 三学期ハー月八日ヨリ三月二十日ニ至ル。

_	週一	. 7
	X3.	_
ĵ		7
-		
<u>.</u>	時	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
:		3
		Ŧ
	間-	
	1113	
ş		
:	ale.	金寿言和之
	数	2
-		ز ا
Ξ		ţ

経済通論	簿記	商業通論	心理及論理	哲学概説	地理	歴史	第二外国語	第一外国語(英語)	国語	国語漢文 ~ 作文及書法	漢文	修身	科目	学 / 学
<b>24</b>	五	11	_	=	四	八	(三四	二天	(111)	땓	<b>7</b> 2	131	全計無退時間数	
		1			_	(東洋史) 四					_	_	第一学年	毎
_	_				_	(西洋史) 二	<u> </u>	八		_	_		第二学年	週-
	=		=	_		(西洋史) 二	([1])	八	(111)				第三学年	数

第七十八条
試験ヲ分チテ学年試
学年試験及学期試験ノ
二種トス。

化 物 商 代 民 合 体 自 電 法 数 戾 然 幾 法 及 学 科 何 機 学 及 楲 算 総 通 三 総 I 角 計 操 論 学 理 学 術 法 論 論 九九 九  $\equiv$ Ξ (珠算) 三三 Ξ  $\equiv$ Ξ Ξ Ξ

第七十一条 大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十六歳以上 第三学年ノ第二外国語及国語ハ之ヲ選択科目トシ、二者其一ヲ選修セシム。 第二外国語ハ仏蘭西、 独逸二国語ニ就キ其ノ一語ヲ選修セシム。

及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。 ノ男子ニシテ、身体壮健品行方正左ノ各号ノーニ該当シ、選抜試験

三、文部大臣ニ於テ、一般専門学校ノ入学ニ関シ、中学校ヲ卒業シ 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者。

一、中学校第四学年ヲ修了シタル者。

タル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者。

第七十六条 二学年引続キ試験ニ及第セザル者ハ除名スベシ。 甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

찓

≪中略≫

学年試験ハ其ノ学年中ニ履修シタル学科目ニ就キ、学年末ニ於テ之

ヲ施行ス。

ヲ施行ス。但シ毎週教授時数一時間ノ学科目ニ就キテハ、学期試験 学期試験ハ学科目ニ依リ、適宜第一学期末若ハ第二学期末ニ於テ之

ヲ省略スルコトアルベシ。

績トヲ斟酌シテ之ヲ定ム。

第八十条 各学科目学年ノ成績ハ、学年試験ノ成績ト、学期試験ノ成

第八十一条 珠算、作文及書法、外国語及体操ハ、平常ノ成績ヲ以テ

学期試験及学年試験ノ成績ニ代フルコトアルベシ。 学年ノ総成績ハ、之ヲ甲乙丙丁ノ四等ニ分チ丙以上ヲ及

第トス。

第八十六条 授業料ハー学年金三十五円トス。

≪中略≫

第四章 商学専門部規則

第九十一条 商学専門部ノ学科課程左ノ如シ。 第九十条 商学専門部ノ修学年限ハ三年トス。

合計	体操	第二外国語	英語	商業歴史	応用化学	電気及機械工学	商品及商業地理	法律	法 学 通 論	経済学及財政学	商業実践	商業学	簿記及計理	商業算術	書法	商業文	修身	学 科 目/	: /
九七	九	(六)	二四 (六)	11	11	1	五	六	=	六	四	(交通、保険) 八	九	五		111	11	合計毎週時間数	
IIIIII	111		10		_					(通論) 二		四四	(商業簿記) 三	(珠算) 二			1	年 年	毎
11111	=	(11)	(E)				=	(債権) 二		(商工政策) 二		=	英文記帳)四	Ξ				第二学年	遇 時
15.1	=	(11)	(三) 七	_				(商法) 四		(財政、金融) 二	<b>7</b> 2	_	(計理、工業簿記) 二					第二	間 数

二就キ、其ノーヲ選修セシムルモノトス。但シ志望者ナキ外国語ハ、之ヲ欠ク 第二外国語ハ支那、仏蘭西、独逸、西班牙、伊太利、露西亜、 和蘭ノ七箇国語

第二外国語ヲ選修セザル者ニ対シテハ、 別ニ其ノ時間数ニ相当スル英語ヲ課

第九十二条 上ノ男子ニシテ、身体壮健品行方正左ノ各号ノーニ該当シ、選抜試 商学専門部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十七歳以

一、中学校ヲ卒業シタル者。

験及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

文部大臣ニ於テ、一般専門学校ノ入学ニ関シ、 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者。 中学校ヲ卒業シ

四 甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

ル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者の

≪中略≫

第九十五条 第九十四条 左ノ者ニ対シテハ授業料ヲ徴収セズ。 授業料ハ一箇年金三十五円トス。

実業学校教員養成規程ニ依リ、授業料ヲ免除セラレタル者。 文部省直轄実業専門学校委託生規程ニ依ル委託生。

≪中略≫

第五章 附則 旧東京高等商業学校在学生取扱ニ関

ル規程

第九十七条 大正九年三月東京高等商業学校学年試験施行後、 科第一学年級以上ニ在学スル学生生徒ハ、其希望ニ依リ左ノ通本学 其ノ本

ニ編入ス。

本科第三年生以上 大学本科

本科第一年生

本科第二年生

大学予科第三学年 大学予科第二学年

業学校ノ規程ニ拠リ修業セシム。但シ専攻部ハ専攻科、 前項ノ編入ヲ希望セザル者ハ、商学専門部生徒トシ、旧東京高等商 本科ハ高等

商業科ト改称ス。

ヲ廃止ス。 専攻科ハ大正十一年三月限リ、高等商業科ハ大正十二年三月限リ之

第九十八条 ノ学年試験ニ合格セザリシ者ハ、大学予科第一学年又ハ商学専門部 東京高等商業学校予科ノ生徒ニシテ、大正九年三月施行

○第九 学生生徒心得 第一学年ニ編入ス。

第一条 冶ヲ図リ、以テ自治自助ノ資性ト奉公愛国ノ盛徳トヲ成就スベ タル者ハ、能ク此ノ点ニ留意シ、須ラク理想ヲ高尚ニシ、品性ノ陶 ニ貢献スルヲ以テ、其ノ責務ト為サルヽベカラズ。本学ノ学生生徒 凡ソ人ハ如何ナル職業ニ従事スルモ、社会公共ノ福祉ノ増進

ヲ涵養スベシ。

平素摂生ニ注意シ、身体ノ強健ヲ図リ、

以テ決活進取ノ気象

**黌規ヲ遵守スルコト。** 

教室ノ神聖ヲ瀆サドルコト。

師長ニ対シ礼譲ヲ失セザルコト。

第三条 本学ノ学生生徒ハ左ニ掲グル事項ヲ服膺スベシ。

第四 学生生徒相互ノ人格ヲ尊重スルコト。

第五 秩序ヲ重ンジ、喧噪ノ行為アル可カラザルコト。

第六 校内所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫煙セザルコト。 登校中ハ制服制帽ヲ着用シ、 容儀ヲ整フベキコト。

○第十 誓 詞

建築物、器具、

図書等ヲ汚損セザルコト。

大学入学者誓詞

恩眷ニ奉答センコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。 遵守シ品行ヲ端厳ニシ学業ヲ研精シ、以テ異日溳埃ノ微功ヲ捧ゲ国家 生等今次本大学本科ニ入学スルノ光栄ヲ荷フニ於テハ、粛ミテ規則ヲ

大学予科入学者誓詞

勗メンコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。 シ学術ヲ研精シ、以テ予メ佗日光輝アル本大学ニ進ムベキ地ヲ成スニ 生等今次本大学予科ニ入学スル上ハ、謹ミテ規則ヲ遵奉シ品性ヲ陶冶

商学専門部入学者誓詞

恩ニ奉答センコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。 行ヲ端厳ニシ学術ヲ研磨シ、以テ佗日聊カ帝国実業ノ発展ニ貢献シ国 生等今回東京商科大学附属商学専門部ニ入学ノ上ハ、規則ヲ遵奉シ操

○第十一 実業学校教員養成規程ニ依ル授業料

免除者心得

第一条 スル者ニハ、文部大臣ノ許可ヲ経テ、実業学校教員養成規程ニ依リ 本学学生生徒ニシテ、卒業ノ後実業学校ノ教職ニ従事セント

授業料ヲ免除ス。

≪中略≫

第三条 他ノ教職ニ従事スルノ義務ヲ負ハシムルコトアルベシ。 ニ従事スベキ義務アルモノトス。但シ必要ノ場合ニハ、文部大臣 タル期間ノニ分ノ一ノ期間、文部大臣ノ指定ニ依リ実業学校ノ教職 授業料ヲ免除セラレタル者ハ、卒業ノ日ヨリ其ノ免除セラレ

○第十三 図書館規則

第一条 本学図書館ハ、本学所属図書及本学ニ委託セラレタル図書ノ

第二条 管理ニ関スル事務ヲ掌ル。 本館ハ、研究室及調査部ニ備付クル図書ニ就テハ、

其管理ヲ

第三条 本学諸事務課ニ於テ、公用ノ為メ備付ヲ要スル図書ハ、其管

当該研究室幹事又ハ調査部幹事ニ委任スルコトヲ得。

理ヲ其課主任ニ委任ス。

第四条 職員学生及図書閲覧ノ特許ヲ得タル者ハ、 本館閲覧室ニ於テ

図書ヲ閲覧スルコトヲ得。

第五条

左ニ掲グル者ニ対シテハ、

館外貸出及書庫内ノ検索ヲ許ス。

教授、助教授、 助手、 講師、 外国教師、 事務官

研究科学生

第六条 本学学生ニシテ特ニ指導教授ノ承認ヲ得タル者 前条ニ規定シタル以外ノ者ニシテ、書庫内ニ入リ検索ヲ為シ

又ハ館外貸出ヲ欲スル者アルトキハ、其都度学長ノ承認ヲ経テ之ヲ

許可スルコトアルベシ。

官庁公衙又ハ諸会社等ョリ、

図書ヲ借覧シ度旨ノ申出ヲ受ケ

第七条

償セシム。

第八条 タルトキハ、学長ノ承認ヲ経テ之ヲ貸出スコトアルベシ。 館外貸出ノ図書ハ、点検其ノ他整理上ノ必要ニ応ジ臨時返納

セシムルコトアルベシ。

研究室備付ノ図書ニ限リ、 本館事務員出張ノ上点検スルコトアルベ

夏季休暇中ニ限リ、学長ノ承認ヲ経テ一般学生生徒ニ対シ、

特ニ図書ノ館外貸出ヲ許可スルコトアルベシ。

第九条

館外貸出図書ノ部数及貸出日数ハ学長之ヲ定ム。

第十一条 本館備付ノ図書ハ、本館事務員ニアラザレバ出納ヲ為スコ 納付セシム。代本ヲ納付スルコト能ハザルトキハ、相当ノ代価ヲ弁 トヲ得ズ。 図書借覧者図書ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ、直ニ代本ヲ

第十三条 図書閲覧者ハ、図書ヲ紛失又ハ汚損シ、 若ハ図書館規則執

行細則ニ違反シタルトキハ、学長ハ其ノ者ニ対シ図書ノ貸出、

閲覧

、停止其ノ他ノ処分ヲ加フルコトアルベシ。

第十四条 図書館規則執行細則ハ別ニ之ヲ定ム。

○第十六 概 況

#### ≪前略≫

#### 四 図書館及寄贈文庫

係り、 図書館ハ、今上陛下御即位記念トシテ同窓会並ニ如水会ヨリノ寄附ニ 上大閲覧室ハ凡ソ二百人ヲ収容シ得ベク、階下ハ教員閲覧室、出身者 大正五年ノ初夏起エシ、大正六年十月開館シタルモノナリ。階

> 閲覧室、新聞雑誌室、応接室、事務室ノ五室ニ分ル。書庫ハ鉄筋混凝 寄贈文庫ハ各方面ヨリ本学ニ寄附セラレタル図書ニシテ、其重ナルモ 和漢書三一、四五五冊、洋書二五、一三六冊、合計五六、五九一冊ナリ。 土四階建ニシテ幅五間奥行八間アリ。蔵書冊数ハ大正八年度末ニ於テ、

一松本文庫(書籍千○九十一冊) 有志総代間島与喜氏ヨリ寄贈

ノ左ノ如シ。

青地玄三郎寄贈図書(書籍二百五十冊)

半田記念図書(書籍二百八十二冊)

半田奨学資金支弁

小泉新兵衛寄贈図書(書籍百五十六冊

高野文庫(書籍六百八十七冊)

牧野文庫(目下手続中)

小池文庫(目下手続中) 渋沢文庫 (目下手続中)

小 池 三氏寄贈

牧 高

野

元

次

郎氏寄贈

野

進氏寄贈

大阪商船文庫(目下手続中)大阪商船株式会社長堀啓次郎氏寄贈 山 下 亀 三 郎氏寄贈

大倉文庫(目下手続中)

大

倉

邦

彦氏寄贈

堀越文庫(目下手続中)

青木文庫(目下手続中)

八十島文庫(目下手続中 ヘーヤ文庫(目下手続中)

> 青 堀 越 木 Ŧ. 善 兵 重 衛氏寄贈 郎氏寄贈

八 卒 + 業 生 島 誠 有 之氏寄贈 志 寄贈

沼 谷 蔵氏寄贈

柿

#### 調査部

川崎文庫(目下手続中)

本学調査部ハ商事、経済ニ関スル資料ヲ蒐集センガ為、 左ノ事業ヲ為

新聞記事ノ切抜

る。

更ニ多数ノ細項ヲ設ケ、各項目毎ニ設ケタル切抜貼付帳へ日付順ニ 地経済事情、 (五)交通(六)保険、倉庫、財政、移殖民(七)教育、政治法制、 ヲ(一)経済及農業(二) 工業、商業及取引所 (三) 商品 (四) 金融 シテ内容充実セル二十余種ノ新聞紙ヨリ、重要ナル記事ヲ切抜キテ之 本邦枢要都市、 国際関係(八)外国経済事情等ノ八綱ニ大別シ、 殖民地、上海等ノ各地ニ於テ発行スル、記事正確ニ

一、重要商事会社ノ定款、営業報告書ノ蒐集 蒐集ノ範囲ハ(一)銀行業、信託業、手形交換所(二)保険業(三)

貼付シ、目次ヲ附シテ保存ス。

**倉庫業(四)鉄道業、海運業(五)水運業、船渠業、** 

桟橋業 (六)

雑商業ニ亙リ会社ノ数約二百ニ及ブ。 雑工業(十一)水産業(十二)採鉱業(十三)拓殖、木材業(十四 取引所業(七)紡織業(八)飲食物工業(九) 瓦斯、 電力業(十)

商事並ニ経済ニ関スル研究資料ノ蒐集及調査

既ニ当部ニ於テ刊行セルモノハ、別項調査部報告トシテ載録スル所 求メ、之ヲ整理保存シ、或ハ進ンデ之ヲ編輯出版スルモノトス。其 各官庁会社ノ調査ニ係ル各種出版物其ノ他ノ 調査資料ヲ常ニ 蒐集 究ニ資センガ為ニ、新設会社ノ定款、起業目論見書、収支予算書、 経済界ノ趨移、其ノ他商事、経済ニ関スル特殊ナル問題ノ調査及研 シ、問題ニ依リテハ其ノ事業関係官庁会社等へ質疑ヲ発シ、回答ヲ ノ如シ。

#### ○調査部規程

第二 第一 調査部ハ之ヲ研究室内ニ設ク。 商業ノ改善ニ資スル事項ヲ、学術的ニ調査スル為メニ調査部ヲ設ク。

第三 調査部ニ委員若干名及幹事一名ヲ置ク。

第四 委員ハ本学教員中ヨリ幹事ハ委員中ヨリ学長之ヲ命ズ。 調査部幹事ハ、委員会ノ議事ヲ整理シ、調査補助ヲ指揮シテ材料ノ

整頓ヲ掌ル。

第五

調査部ニ若干名ノ調査補助ヲ置ク。 調査事項ハ委員ノ決議ニ依り、学長ノ許可ヲ経テ之ヲ定ム。

調査部ノ発送スル文書ハ学長又ハ大学ノ名ヲ以テス。

調査ノ結果ハ適当ノ方法ヲ以テ之ヲ発表ス。

第九 調査部ハ必要ト認ムルトキハ、銀行会社等ノ依頼ニ応ジテ調査ヲナ

スコトアル可シ。

調査材料貸付規程

第一 本部ノ調査材料ハ左記ノ者ニ限リ之ヲ貸付ス可シ。

本学教員

本学学生ニシテ担当指導教師ノ承認ヲ得タル者

右二項以外ノ者ト雖モ本部幹事ノ承認ヲ経タル者

貸付部数ハ五部以内トス。但シ特別ノ場合ハ此限ニアラズ。

貸付期間ハニ週間以内トス。

第四 貸付ヲ請プ者ハ本部備付ノ貸付簿ニ所定ノ記入ヲナシ、署名捺印ス

可シ。

第五 夏季休業中ハ貸付ヲ為サズ。但シ本部幹事ノ承認ヲ経タルモノハ此

限ニアラズ

本条ニョリ貸付シタル調査材料ハ、九月十日迄ニ必ズ返付ス可シ。

第七 貸付ノ調査材料ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ、実物又ハ代価ヲ以テ 調査材料返納ノ期日ニ違フ者ハ、爾後其貸付ヲ禁止ス可シ。

弁償セシム可シ。

第八 貸付ノ調査材料ハ臨時返納セシムルコトアル可シ。

○調査部報告(印刷発表セルモノ)

第二回報告 第一回報告 職工取扱ニ関スル調査(民業工場 消費組合ノ調査

第三回報告 職工取扱ニ関スル調査(官業工場

第四回報告

計理制度ノ調査

欧米高等商業教育ノ現況

第七回報告 生糸金融調査

第六回報告 第五回報告

别 調 査 商業書式

並洋銀相場取引之沿革横浜開港当時之貿易状態

六 商品陳列所

特

第八回報告 北米合衆国連邦準備制度調査

大 正 四 年 年 九 月

大 大 大 大

ΙE 正 正

+ 七 七 Л

月 月 月 月

発 発 発 発

行 行 行 行

年 年 年

発 行

大正六年六月三十日発行 五年六月発

大

正

第十五類 紙

第十六類 雑類

第二類 第一類 金属、合金 宝石及装飾用品

第五類 窯業品

第六類

染料及顔料

第四類

彫刻及建築用品

第三類

磨礱用品

製造ノ順序、価格等ヲ鑑定識別セシメンコトヲ期ス。該所ハ商品標本 シ、其標本ハ広ク内外各国ヨリ之ヲ蒐集シ、品質ノ良否、産地ノ異同、 テ常ニ商品ノ実物ニ接シ、研究スルノ便ヲ得セシムルヲ以テ目的 商品陳列所ハ、本学第十四号館ヲ以テ之ニ充ツ。該所ハ本学学生ヲシ

尚ホ荷造見本及売買慣習ニ関スル報告書等ヲ集ム。標本等陳列

第八類 第七類 点火及燃焼用品 重要酸塩類

第九類 雑類 第六類 薬材

第五類

樹脂及護謨

第七類 皮革

第八類 毛皮

明治四十四年七月発行

明治四十五年五月発行

Œ

元

第九類 染料及顔料

第十類 木材

第十一類 植物繊維

第十三類 織物 動物繊維

第十二類

第十四類 編物

第二部 鉱物質商品

第一部

第四類 第三類 第二類 第一類

嗜好品 油及蠟

動物質食料品 植物質食料品 ノ順序、

及ビ分類左ノ如シ。 動植物質商品

第三部

荷造

### 学生集会所

本学第十号館階上ヲ学生集会所トシ、専ラ学生ノ学術研究又ハ談話等

ノ諸会ニ使用セシム。

学生集会所規程

第一条 本学第十号館ノ階上第一番室、第二番室及第三番室ハ本学学生生

徒ノ集会所ニ充ツ。但シ第一番室及第二番室ハ五十名以上ノ集合ノ場合 ニ限リ其ノ全部ノ使用ヲ許可スルモノトス。

ガ為本所ヲ使用セントスル場合ハ、予メ代表者ニ於テ集会ノ名称、目的、

第二条 本学学生生徒ニシテ学術研究会又ハ談話会、懇親会等ヲ開催セン

可ヲ受クベシ。 人員、日時及使用室等ヲ所定ノ帳簿ニ記載シ、署名捺印ノ上学生課ノ許

第三条 本所内ニ在リテハ静粛ヲ旨トシ、粗暴ノ行為アルベカラズ。

一、下駄ニテ昇降スルコト。

痰壷ノ外ニ咯痰スルコト。

一、卓子、椅子及諸器物等ヲ本所外ニ持出スコト。 烟草殼、燐寸殼、紙屑又ハ飲食物等ヲ床上又ハ窓戸外ニ拋棄スルコト。

音曲、吟詩其他喧噪ニ渉ルコト。

諸掲示ニ違背スルコト。

一、其他学生課ニ於テ制止スル事項。

本所ノ建物建具其ノ他諸器物ヲ毀損シタル者アルトキハ、之ヲ弁

償セシムルコトアルベシ。

端	名
艇	称
ヨール型スライヂ	構
1 ヂング	造
	数
七	量
旦、二	価
00次 <sub>社</sub> (中)	格

諸集会ニ於テ、学生課ノ指定シタルモノノ外ニ就キ、飲食物ヲ調

達セントスルトキハ予メ許可ヲ受クベシ'

第七条 諸集会ノ為本所ヲ使用シタルトキハ、左ノ事項ニ関シ代表者其ノ

責ニ任ズベキモノトス。

一、会合員ノ行為

建物、建具又ハ諸器物ノ弁償

飲食物等諸費ノ支弁

第八条 学生生徒ハ本所ノ室内ハ勿論、廊下ト雖モ一切掲示ヲナスヲ許サズ。

第九条 本所ノ使用ハ午後十時限トス。

### 運動設備

之ヲ課スレドモ、其授業時数多カラズ、一般学生生徒ノ体育ハ他ノ方 大学本科及専攻科ニハ体操ヲ課セズ、其ノ他ノ各部科ニハ正科トシテ

ヲ整へ、運動ヲ奨励シツツアリ。而シテ其重大ナルモノ左ノ如シ。 法ヲ以テ之ヲ補フノ要アルヲ以テ、本学ニ於テハ夙ニ各種ノ運動設備

一、端艇及艇庫 艇庫ハ本所区向島須崎町ニ在リ、明治四十二年三月

シタルモノニシテ、 一橋会ノ寄附ニ係ル木造二階建ノモノヲ大正五年中修理(一部改築) 一部鉄筋混凝土造一部木造ョリ成ル。階上ハ賞

品授与式場、控室、 所蔵端艇ハ本学所有ノモノトー橋会所有ノモノトノ二種ニシテ、後 観覧席、食堂等ニ分チ階下ハ全部端艇置場トス。

者多キヲ占ム。其ノ本学所有ノ分ハ左ノ如シ。

弓道道場

柔剣道道場ノ外尚弓道道場アリ。

大正五年学生卒業生

漕艇ハ本学学生ノ運動方便トシテ、 , ルガ、 近年本学拡張ト共ニ学生生徒ノ員数益々増加スルニ随ヒ、 多年最モ多ク利用セラレシモノ

従来ノ設備ニテハ不足ヲ感ジ、且ツ斯界ノ進歩ニ伴ヒ 新型 ノ端艇ヲ

建造スルノ要アルニ至リシヲ以テ、目下端艇ノ新造艇庫ノ拡張等ヲ

計画シツヽアリ。

同六年六月竣成シタル木造平家建ノ日本式建築ニシテ、 柔剣道道場 柔剣道道場モ亦一橋会ノ寄附ニ係リ、 大正五年起工 内部ヲニ区

本学ニ於テハ普ク道場ノ利用ヲ奨励シツツアリ。 柔剣道モ亦学生生徒ノ体育ニ資スル所頗ル大ナル モ ノア ル ヲ以

ニ分チーヲ柔道道場トシ他ヲ剣道道場トス。

及職員中有志者ノ寄附スル所ナリ。 然レドモ其ノ規模大ナラズ、

数ノ学生ヲシテ利用セシムルコト能ハザルヲ憾ム。

欠如セルモノハ、右弓道道場ノ外、 目下本学学生生徒ノ痛切ニ欲望スル運動設備ニシテ、 庭球コート、 及ビ水泳寄宿舎ノニ 不備、 若ハ全然

トス。

本学ノ庭球ハ漕艇ニ次テ古キ歴史ヲ有スレドモ、

近年本学各種

ヲ存スルノミ。 ダ水泳寄宿舎ノ設備ナク、 建物ノ増築ト共ニ敷地漸ク狭隘ヲ告ゲ、 水泳モ亦多年年中行事ノーヲ為セル 毎年随所ニ借家シテ之ヲ行フニ過ギザ 構内庭球コー モノナレドモ、 ۲ ハ僅ニーケ所 ル

#### 九 奨学資金

況ナリ。

件ニ過ギザリシガ、 本学ノ奨学資金ハ、 今各寄附金額及其使途等ヲ列記スレ 明治三十七年マデハ唯学生ノ貸費ニ充ツル 同年以降種々ノ目的ノ為メニ寄附ヲ受クル バ左ノ如シ。 三至 £

> 学生奨学費寄附金 (等ョリ学生養成費トシテ寄附ノ残(明治二十二年日本鉄道会社及鉄道

公債証書額面四千百円

金三十五円九十四銭一厘

石利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ。

加賀奨学費寄附金 (東京加賀千代子寄附)(明治三十七年七月)

金一万円 (十円、銀行定期預金五十二円四十五銭)(四分利公債証費額面一万二千六百五)

右利子ヲ以テ学生体育奨励費及貸費ニ充ツ。 (太郎氏寄附並大正六年五月東京同氏追加寄附 )(明治三十九年六月同四十二年七月在大連犬塚信)

金二千四十円 (銀行定期預金八十四円四十六銭)(四分利公贷証費額面二千四百円)

犬塚奨励費寄附金

石利子ヲ以テ学生ノ英語奨励費ニ充ツ。

公債証書和附額面二千円 半田奨励費寄附金 (四分利公債証書ニ (東京半田庸太郎氏寄附)

右利子ヲ以テ図書購入費ニ充ツ。

公債証書和附額面三千五百円 品川奨学費寄附金 (設費、寄附者総代凊浦子爵外二名寄附)(明治四十二年十一月故品川子爵銅像建) (五十円、銀行定期預金三十二円五十銭、四分利公債証書ニ引換額面三千六百

右利子ヲ以テ学生ノ貸費ニ充ツ。

安宅奨学費寄附金(月大阪安宅弥吉氏寄附安宅奨学費等)

有価証券額面四千円(式会社大阪鉄工所第二回社債券額

金二千五百円 金三千五百円 (銀行定期預金二十三円四十銭 )(四分利公債証書額面三千五十円) (五十円、銀行定期預金四十円)四分利公債証書額面四千三百

|寄附申込総額一万円

右利子ヲ以テ学術研究費及学生貸費 こ充ツ。

金二千円(現金)

上寄附金

(月、大阪安宅弥吉氏寄附)大正六年十二月、同八年1

但寄附申込額二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

同上寄附金(安宅弥吉氏寄附、

金二千五百円(四、銀行定期預金二十五円、四分利公債証書額面三千百

但寄附申込額一万円ノ内

右ハ利子ヲ以テ学術研究費及学生貸費ニ充ツ。 内田奨学費寄附金(月、神戸内田信也氏寄附,

金七万五千円(円五円十三銭、金一万円ハ寄附条件ニョリ元金消費へ金七万五千円(四分利公債証書額面七万八千二百円、銀行定期預金・

但寄附申込総額金七万五千円ノ内四万五千円及内三万円

ノ第一、

第二、第三ノ三回分

右四万五千円ノ内一万円ハ元金ヲ使用シ、残金ハ公僓証書ヲ購入シ、

其利子ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

其利子金一万円ヲ積立テ更ニ公債ヲ購入シ、

其合計額ヲ元金トシ、

三万円ハ公債ヲ購入シ、利子ヲ以テ学術研究ノ資ニ充ツ。 同上寄附金 (内田信也氏寄附)

金二千円 (現金)

但寄附申込額二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

渋沢奨学費寄附金 (山下亀三郎氏寄附)

金一万円(現金)

右元金ヲ以テ図書ノ購入学術ノ研究又ハ学生ノ教育費ニ充ツ。 青木奨学費寄附金 (月東京青木五兵衛氏寄附)

金一万千円(現金)

但寄附申込額金九千円及追加二千円ノ内

平生奨学費寄附金 (平生釟三郎氏寄附) 右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

金二千円(現金)

但寄附申込額金二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。 (川村貞次郎氏寄附)

川村奨学費寄附金

金二千円 (現金)

但寄附申込額金二千円ノ内

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。 (中川浅之助、村田省蔵ノ三氏寄附、大正六年十二月、大阪加福力太郎)

金二千円

(現金)

加福、

中川、

村田奨学寄附金

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。 但寄附申込額金二千円ノ内

浅井奨学寄附金

(大阪浅井義赐ノ両氏寄附 ) (大正八年四月東京村瀬春雄)

金一万七百円(現金)

右ハ元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。 但寄附申込額一万円及追加七百円ノ内 (栈期養蠅氏三千二百十円)

二八育英会奨学寄附金 (外十八名総代七海兵吉氏ョリ寄附)(大正八年四月二八育英会石井健吾)

金一万円(現金)

但寄附申込額金二万円ノ内第一、第二回分

八元金ヲ以テ在外研究員費補助ニ充ツ。

十二 土地及建物

町二番地ヲ買収シテ分教場ヲ設置シ、 本学敷地ハ元神田区一ツ橋通町一番地ノミナリシガ、 大正四年更ニ隣地ナル表神保町 明治四十二年同 建

物

数

果、甚ダシク狭隘トナリ、体育上最モ必要ナル運動場ノ如キ殆ド絶無 敷ヲ内務省ヨリ所管替ノ上、分教場敷地ニ編入シ、現在総坪数約一万 ニ変更ノ計画アルヲ機トシ、従来ノ道路敷ヲ買収ノ上、本学敷地ニ編 ノ状況トナレリ。困ツテ目下東京市ガ本学裏手ナル道路ヲ濠岸埋立地 千坪ナリ。然ルニ近年教室図書館等ノ諸建物続々増築セラレタル結

十番地八号ヲ買収シ、尚該地ト分教場敷地トノ間 ニ介在 セル 廃道路

入セント計画中ナリ。

教場敷地内右研究室ニ近接セル大学教室ノ前方ニ地ヲトシ、目下新研 年度ノ追加予算ヲ以テ、大学創立費トシテ約二十万円計上セラレ、分 学組織変更ト共ニ狭小ヲ告ゲ、定員ノ収容不可能ナルヲ以テ、大正八 大学研究室ハ大正六年内田信也氏ノ寄附ニ係ルモノ一棟アレドモ、本

究室ノ工事進行中ナリ。

土 地

一二、四六四、一六三	計			合	^
二十九、〇三〇	地	庫敷	艇	島	向
1、1六川、〇川四	地	庫敷	艇	草	浅
一六一、八八〇	地		除		火
三、四九七、四六九	地	敷	場	教	分
七、四二二、五六〇	地	敷	学		本
坪数	称	名	地	土	

講 教 建 内 内 物 名 称 訳 堂 訳 場 煉 煉 鉄 種 筋 混 瓦 瓦 凝 土 類 造 造 造 造 造 坪 一、二八五、五六七 一、九四六、九六七 四1:1、000 二四九、四〇〇 八〇、九一六 八八、四一六 七、五〇〇

	内	艇		内	倉	柔	弓	雨	煖		rt-ı	学	学	学		nd-u	事	商	研		,	御
•	rs			rs		道	道	天	房		内	生	生	生		内		品			内	大典
								体	機					集			務	陳	究			記念
						道	道	操	関	•		食	控	会				列				図
	訳 <b>~</b> 一	庫	 	沢 <b>〜</b>	庫	場	場	場	室		訳 <b>〜</b>	堂	所	所		沢	所	所	室		沢	書館
一木	鉄		木	煉		同	同	木	煉	木	煉		同	木	木	煉		同	煉	木	鉄	
	筋										,,,-					771-				骨	筋	
	混																			煉	混	
	凝			瓦					瓦		瓦					瓦			瓦	瓦	凝	
	土																			張	土	
造	造		造	造				造	造	造	造			造	造	造			造	造	造	
二二、七五〇	Oliilii ,40 l	三二九、〇八〇	三六、000	000,000	三〇六、〇〇〇	11111, 000	一九、000	10六、000	四二、九六一	000、回山	三国、000	1101, 000	一〇六、二五〇	一八四、六二五	11, 000	二五六、二二一	二五九、二二一	-  、五〇〇	一四五、五〇〇	一九七、七一六	一五五、〇〇〇	三五二、七一六

大学	大	種
予	学	
	7	
科	本	
第一	4	
Ξ		别
年	科	
× _ tt		· 人
	三天	員

(一) 学生生徒科別及年級表 (三十一日調)十三 附表

四、五七四、九七一	:						計			累
一、五六六、四〇五	造					木				
七、五〇〇	造					鉄				
一九七、七一六	造	張	瓦	煉	骨	木	計			合
二、二九一、六二〇	造		瓦			煉				
五一、七三〇	造	土	凝	混	筋	鉄				
六、000						同	場	浴	200	水
六、七五〇	造					木	所	衛	<b>4h</b> -	門
	造					木				ļ ļ
四	造		瓦			煉	<del>Д</del>			勺
Ą				:			室	使	<b>(</b> #:	小
111, 000						同	置			物
七、五〇〇						同	室	毒	<b>-</b>	消
二六、五〇〇	造					木	所			便 <sup>·</sup>
10六、七00	造					木	ī. 	·		P
	造		瓦			煉	<b>Р</b>			勺
							下	廊	ŋ	渡

□印ハ本校以外ノ高等商業学校卒業生、×印ハ特別生ナリ

計	第一		等商業科第三	同第一年	攻科第二	商学専門部第一年	第一	_ 大学予科第三年 _
	-	× _ 四八	_	×口 五五 九一四			× 二 六0	=
× □ 一、五九六 四八五二六		× 四 一四 二五		× E / i O =		× 11111	× 六	六二

第四章

# 商業教員養成所一覧

次

学年暦 沿革概略

第三 実業学校教員養成規程≪抄録≫

第四 商業教員養成所規則《抄録》

第二章 第一章 学科課程 総則

第三章 学年、学期及休業 入学、在学、退学

第五章 休学

第六章 試験、進級及卒業

第五 実業学校教員養成規程ニ依ル補給学資支給手続

第六 誓詞

第七 主事

第八 生徒姓名≪省略≫

第九 卒業生姓名≪省略≫

第十 附表≪省略≫

生徒年級表《省略》

Ξ 生徒年令表《省略》 生徒身体検査統計表《省略》

> 四 入学者年次表≪省略≫

五 入学者年令表≪省略≫

生徒入学前卒業学校別及府県別表≪省略≫

六

七 卒業生府県別表《省略》

卒業生就職種別表≪省略≫

# 商業教員養成所一覧

#### ○第一 学年暦

(本学ニ同ジ)

#### ○第二 沿革 略

学中ハ之ニ学資ヲ補給ス。九月授業ヲ開始ス。 試験ニ合格セルモノニ就キ之ヲ選抜ス。修業年限ハニ年トシ、 セル者ノ中ヨリ選抜シ、若シ定員ニ満タザルトキハ、 学校、中学校又ハ甲種以上ノ商業学校卒業生ニシテ、地方長官ノ推薦 水島銕也主任ヲ嘱託セラル。 高等商業学校内ニ設置シ、同校長之ヲ管理ス。五月高等商業学校教授 商業学校及商業補習学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルノ目的ヲ以テ、 本所ハ明治三十二年月文部省令第十三号実業学校教員養成規程ニ依リ、 同月規則ヲ制定ス。其ノ要、生徒ハ師範 一般ニ募集シ、 生徒在

同三十六年一月、 員養成規程ヲ発布セラル。随テ本所規程ヲ制定ス。 東京高等商業学校教授東奭五郎主事ヲ命ゼラル。同月更ニ実業学校教 明治三十五年一月、 校教授ニ任ゼラレ、二月東京高等商業学校教授佐野善作主事ヲ命ゼラ 同ジ。十月規程中学資補給ノ章ヲ改正ス。 主任ヲ嘱託セラル。四月東京高等商業学校ニ本所ヲ附設セラル。 主事東京高等商業学校教授東奭五郎神戸高等商業学 水島銕也主任ヲ辞シ、高等商業学校教授東興五郎 其ノ要、 旧規則ニ 同月

同四十年二月規程中試験及卒業ノ章ヲ改正ス。十二月規程ヲ改正ス。

是時休学ノ章ヲ設ク。

ル。

業学校教授奈佐忠行主事ヲ命ゼラル。

同四十二年五月東京高等商業学校教授佐野善作職ヲ辞シ、

東京高等商

同四十四年三月規程ヲ改正ス。是時修業年限ヲ四年トス。

同四十五年三月試験、 進級及卒業規程中ヲ改正ス。

大正四年六月総則、 正ス。十一月学年、 所卒業生ノ本校専攻部ニ入学シ得ルコトトナレリ。 学期、 入学、 休業、 在学、退学規程ヲ改正ス党資補給ノ。七月本 規程、 試験、 進級及卒業規程ヲ改正 九月学科課程ヲ改

ス学年開始期ヲ。

同五年一月入学、在学、 退学規程ノ一部ヲ改正ス。

同八年六月総則中ヲ改正スノ規程ヲ設ク

ル。 属セシメラレ、商学専門部教授兼大学予科教授星野太郎主事ニ補 大正九年三月東京商科大学官制公布セラレ、 四月本所規程制定ノ件許可セラレ、修業年限ヲ三年ニ改ム。 四月一日本所ヲ同学ニ附 セラ

### ○第三 実業学校教員養成規程

、大正四年三月三十一日)

第一条 前項養成所ノ生徒ニハー箇月二十五円以内ノ学資ヲ補給スルコトア 商業教員養成所、 工業学校附設工業教員養成所ノ生徒ニハ授業料ヲ徴収セズ 東京帝国大学農学部附属農業教員養成所、東京商科大学附属 東京高等工業学校附設工業教員養成所及大阪高等

ル

ベシ。

帝国大学、官立大学及文部省直轄諸学校ノ学生生徒ニシテ、 卒業ノ

ヲ得。 後実業学校ノ教職ニ従事セントスル者ニハ、授業料ヲ免除スルコト

### ○第四 商業教員養成所規則

第 章 総 則

本所ハ実業学校教員養成規程ニ依リ、 商業学校ノ教員タルベ

第二条 本所ノ修業年限ハ三年トス。

キ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス。

第三条 本所ハ授業料ヲ徴収セズ。

第四条

アルベシ。

本所ノ生徒ニハ一箇月金二十五円以内ノ学資ヲ補給スルコト

第五条 受ケタル年限ニ在学期間ノニ分ノーヲ加ヘタル期間、其ノ他ノ者ハ 本所ノ生徒ニシテ、学資ノ補給ヲ受ケタル者ハ、 其ノ補給ヲ

> 依リ、実業学校ノ教職ニ従事スベキ義務アルモノトス。 在学期間ノニ分ノ一ニ相当スル期間、卒業後直ニ文部大臣ノ指定ニ

第六条 本所ノ生徒ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ学

費ヲ償還スベキモノトス。但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ、其ノ全 資ノ補給ヲ受ケタル者ハ授業費及学資ヲ償還シ、其ノ他ノ者ハ授業

部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルベシ。

二、実業学校教員タルノ志望ヲ変更シタルトキ。 退学ヲ命ゼラレ、又ハ自己ノ便宜ニ依リ退学シタルトキ。

三、前条ノ義務ヲ尽サズ、又ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケズシテ、学校

ニ入学シ若ハ外国ニ留学シタルトキ。

前項授業費ノ額ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ、本所ニ於テ之ヲ定ム。

第七条 生徒心得ハ東京商科大学長ノ定ムル所ニ依ル。

第 章 学科課程

第八条 学科課程ハ左表ノ如シ。

	ı	
ļ		
	1	

	,	,						
商	商	簿	商	書	商	修	科	学 / ¥ /
業実	業	記 及	業算		業		目	/ 学
践	学	計理	術	法	文	身		年
四	八	九	五		Ξ	=		合計每週時間数
		(商業簿記)	(珠算)				第	
		薄記)	·				-	=
							学	毎
	四	Ξ	=			_	年	·#
		(銀 行					第	週
		銀行簿記、					=	
		英文記帳)					学	時
	=	四	=		_	-	年	E E
		(計理、					第	間
							Ξ	
		工業簿記)					学	数
四		=			_	_	年	

ニ ノ ニ ・	第十三条 士	第十二条
こくら、 身体上重点プラビュノ女員プレジを区域、 ディスラノーニ	本所ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、年齢満十七歳以上ノ男子	第十二条 本所ハ学年ノ始ニ於テ入学ヲ許ス。

電 経済学及財政学 体 論 第 英 商 応 商 法 法 教 気及 合 品 育 理 学 業 用 及 学 外 機 商 及 教 械工学 歴 化 業 通 玉 心 授 他理 史 学 論 計 操 法 理 語 語 律 0 3 公园 六 九 £ī. 六 (通論) 三五 0 Ξ (商工政策) (債権) 三四 Ēt Ξ Ξ (財政、金融) (商法)

第二外国語ハ、支那、仏蘭西、 独逸、西班牙、伊太利、 露西亜、和蘭ノ七箇

国語ニ就キ其ノ一ヲ選修セシムルモノトス。但シ志願者少ナキ外国語ハ之

第二外国語ハ選択科目トシ、之ヲ選修セザル者ニ対シテハ、其ノ時間数ニ

ヲ欠クコトアルベシ。

相当スル英語ヲ課ス。

第三学年ニ於テ随時実地授業又ハ見学ヲ為サシム。

第四章

入学、在学、退学

ニシテ **身体出復品行方正臣 ツ参員 タル志宝監暦** だっを与 ノーニ

該当シ選抜試験及身体検査ニ合格シタル者タルベシ。

Ξ

三

 $\equiv$ 3+

\_

四

中学校ヲ卒業シタル者。 師範学校ヲ卒業シタル者。

三、 甲種商業学校ヲ卒業シタル者。

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者。

文部大臣ニ於テ一般専門学校ノ入学ニ関シ、中学校ヲ卒業シタ

ル者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者。

Ę

長ヨリ其ノ年三月ニ卒業スベシト認メラレタル者ハ、同年ニ於ケル 師範学校、中学校又ハ甲種商業学校ニ在学スル者ニシテ、当該学校 本所入学ニ関シ、当該学校ノ卒業者ニ準ズルコトヲ得。但シ予定期

ニ卒業セザリシトキハ、其ノ入学ニ関スル手続ハ総テ効力ヲ失フモ ノトス。

第十四条 入学試験ハ修身、 歷史、図画、 試験ヲ省略スルコトアルベシ。 ノ程度ニ依リ之ヲ行フ。但シ時宜ニ依リ、其ノ一科目又ハ数科目ノ 物理、化学、 国語、 博物、 英語ノ各科目ニ就キ、中学校卒業 漢文、 書法、作文、数学、 地理、

### 詞

ンコトヲ誓フ。因リテ茲ニ姓名ヲ自署ス。 術ヲ研磨シ、以テ異日人師タルニ愧色無カランコトニ昂メ、卒業ノ上 ハ必ズ文部大臣ノ指定ニ従ヒ、一意専心教職ニ従事シ、国恩ニ奉答セ 生徒今回商業教員養成所ニ入学ノ上ハ、規則ヲ恪守シ品性ヲ陶冶シ学

#### ○第七 主 事

門部教授兼大学予科教授東京商科大学附属商学専 星 野 太 郎 士静 岡

族県

大正九年十 東 月 +-三日 發行

淀 饵 金加四五拾錢 郵税八八段

大正

九 年 ÷

月

+

B

印

刷

京 商 科 大 學

京•大

丸 善株式會 下京都·福岡·伯茲 祉

發

賣

所

東

印

刷

肵

Ξ

舍

東京市神川區美土代町二丁目一番地

印

刷

沓

東京市神田區美土代町二丁目一番地

郎